

中学校 部落史・部落問題学習指導案 (試案)

- 1 室町時代に花開いた文化について調べよう (中1 社会歴史)
 - 2 江戸幕府はどのように人々を支配したのだろう (中2 社会歴史)
 - 3 賤称語を学ぶ意味を考えよう (中2 部落問題学習)
※江戸時代身分制度後に実施
 - 4 渋染一揆で人々は何を願ったのだろう (中2 部落問題学習)
 - 5 全国水平社はかくして生まれた ～西光万吉たちの願い～
(中2 部落問題学習)
※解放令後に実施
 - 6 結婚は本人たちの合意のみに基づいて成立する
～全国水平社のたたかい～
(中3 部落問題学習)
※大正デモクラシー後に実施
 - 7 差別のない社会をめざして (中3 社会公民)
 - 8 結婚差別を乗り越えるために (中3 部落問題学習)
- ★ 招かれなかったお誕生会 (部落問題学習)

2019年8月

第1学年 社会科（歴史的分野）学習指導案

- 1 単元名 「今につながる文化の芽ばえ」（教育出版）
「庶民に広がる室町文化」（帝国書院）
「室町文化とその広がり」（東京書籍）

2 学習のねらい

知識的側面	室町文化は、「河原者」と呼ばれた人々の優れた技術によって生み出されていたことを理解する。
価値的・ 態度的側面	「ケガレ意識」は、非科学的な考え方であり、歴史的に人を差別する根拠となってきた不合理な考え方であることに気づく。
技能的側面	「ケガレ意識」に基づく現代に残る慣習や考え方に対し、これから自分自身がどう向き合っていくかを考えることができる。

3 その時代について ～教師が持つべき認識（教材観）～

室町文化の学習では、「河原者」「ケガレ（意識）」という言葉が記載されている。それは、この「ケガレ意識」が、江戸時代の身分制度が確立される際にも影響し、その後もさまざまな差別を温存・助長する根拠となっていることにふれていくためである。

しかし、気をつけなければならないのは、「被差別身分の人々が差別されたのは、ケガレに関わる生業をしていたからだ。ケガレに関わる特別な力をもっていたからだ。」と生徒たちに捉えさせないようにしなければならないということである。これでは、暗に「差別は差別される側に原因がある」ということを教えることになってしまう。本質はそうではなく、「ケガレ意識」自体が非科学的なもので、歴史的に人を差別する根拠となってきたことが問題なのであり、「ケガレている」という見方・考え方・意識こそが問題なのである。

この「ケガレ意識」については、本学習の資料を作成する際に参考にした（引用・加筆した）「人物でつづる被差別民の歴史 著：中尾健次、黒川みどり（解放出版社）」には以下のように記されている。

キヨメとケガレ

キヨメとケガレは一對のことばで、コインのウラオモテといってもいいでしょう。たとえば肉食も、長い間ケガレとされてきました。とくに平安時代の貴族は、肉を食べると、「物忌み」と呼ばれるキヨメの儀式を行っていました。

鎌倉時代になると、こうした貴族の習慣が武士の間にも広がり、このころから、全国の神社でケガレについての規則が作られていきます。こうして、貴族だけの習慣だったケガレが、まず武士に広がり、つづいて庶民の間にも広がっていきました。このころからケガレは、ずいぶん広い意味で理解されるようになっていきます。

ケガレは、もともとが不合理なものですから、庶民の生活感覚では、とうてい理解できません。そこで庶民は、理解しがたいことを起こすのがケガレだと考えました。地震など

の災害や、日食・月食などの超自然現象も、ケガレが起こすと考えたのです。

鎌倉・室町時代は、手工業者の技術がずいぶん進歩した時代です。なかには化学変化を利用した高度な技術も登場してきます。とくに、染物や皮なめし・鍛冶などは、化学変化を使っています。ところがこうした技術は、庶民には理解しがたいものでした。そこで、これもケガレに触れるものと考えられていたのです。こうした意識が、手工業者に対する「畏れ」の意識につながっていきます。

「人物でつづる被差別民の歴史」15ページより抜粋

また、「阿弥」という名前についても以下のように記されている。

「阿弥」の号

「阿弥」は、一遍が唱えた時宗の法名から広がったもので、「南無阿弥陀仏」の略称です。時宗は、鎌倉・室町時代には「賤民」とされた商工業者に広がったことから、当時の被差別民にこの「阿弥」号を持つ人々が多いのです。それは、「阿弥」号をつけることで、臨終のときに念仏を唱えることができなくても、地獄で名前を聞かれたとき、「〇〇阿弥」「△△阿弥」と答えれば、念仏と同じ功德があると考えられていたからです。

「人物でつづる被差別民の歴史」19ページより抜粋

4 指導のポイント（指導観）

○「河原者」の豊かな生き様と出会わせる

本学習の導入では、教科書の記述をもとに室町文化の概要をまとめる活動を計画している。教科書記述には、「河原者」「ケガレ」などのことばが記載されていることから、そのことばをピックアップする生徒もいるだろう。室町文化の概要をまとめたのちに、室町文化を支えた河原者たちの姿を、自作資料「室町文化を担った人々とわたしたちに受け継がれたもの」をもとに出会わせていく。その中で、河原者と呼ばれた人々の優れた技術や生き活きと生活した姿をイメージさせていきたい。

○「ケガレ」と捉える側に問題があったことを確認する

学習の後半では、室町文化に大きく貢献した人々が「ケガレ意識」によって差別を受けていた事実と出会わせる。ここでは、「ケガレ意識」が科学的根拠の全くない考え方であることを感じさせるとともに、室町文化を花開かせるために欠かせない働きをしたにもかかわらず、何の得にもならない差別をしてしまう民衆の心理や不合理さについて考えさせたい。

○今も残るさまざまな慣習や遊び・考え方に向き合っていくかを考え合う。

資料の最後のトピックは、知らず知らずのうちに「ケガレ意識」が自分たちや現代の社会の中に刷り込まれている事実と出会わせていくようにしている。生徒たちにとってはショッキングな事実であるかもしれないが、大切なのは一人ひとりがこのような慣習や考え方について、無批判に受け入れず立ち止まって考えることであることを知らせ、自分の考えを整理させたい。そのような生徒たち一人ひとりの考えを肯定しながら、教師の考えとして「個人として信じることは自由だと思うが、それを他の人に押しつけることは差別につながる危険性があると捉えている」ことを伝えていきたい。

5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料・備考
1 学習課題を知る。	2分	○室町幕府の元で、現代にも残るさまざまな文化が花開いていったことを知らせ、そのことについて学習していくことを知らせる。	
室町時代に花開いた文化について調べよう			
2 教科書から、室町文化について調べる。	10分	○教科書を読んで、室町時代の文化のキーワードだと思うことばに線を引かせる。 ○生徒たちが線を引いたことばを発表させ、そのカードを黒板に貼っていく。 ・茶の湯 ・連歌 ・猿楽 ・田楽 ・観阿弥 ・世阿弥 ・能 ・浄土真宗 ・日蓮宗 ・禅宗 ・足利義満 ・金閣 ・足利義政 ・銀閣 ・北山文化 ・東山文化 ・書院造 ・水墨画 ・雪舟 ・狂言 ・御伽草子 ・河原者	◆カード
3 室町文化を支えた人々について、資料をもとに考える。	15分	○板書したカードを生徒たちと話し合いながら関連付けていく。まとまった図をワークシートに記入させる。	◆ワークシート
(1)室町文化を支えた人々の姿をつかむ。	5分	○資料の一つめのトピックを読み合い、この場の補足をしたり、生徒たちの質問に答えたりしながら、河原者たちの優れた技術と生き活きとした姿を感じ取らせる。	◆資料「室町文化を担った人々とわたしたちに受け継がれたもの」
(2)被差別民の人々が向けられたケガレ意識について考える。	5分	○資料の二つめのトピックを読み合い、「ケガレ意識」の非科学性や室町文化に大きく貢献したにもかかわらず差別する不合理な考え方であることに気づかせる。	
(3)今も残るさまざまな慣習や考え方について考える。	10分	○資料の三つめのトピックを読み合い、今も残る慣習の問題点について補足する。 ○今も残るさまざまな慣習や考え方について、自分の考えをワークシートに書き、全員で交流し合う。	◆ワークシート
4 本時の学習の感想を書く。	3分	○交流した考えや教師の考えもふまえて、本時の学習の感想を書かせる。	◆ワークシート

社会科（歴史的分野）「室町時代に花開いた文化について調べよう」ワークシート
1年（ ）組（ ）号 名前（ ）

◆学習課題 「室町時代に花開いた文化について調べよう」

1 教科書のキーワードをもとに、室町文化についてまとめてみよう。

2 今も残るさまざまな慣習や考え方にあなたはどのように向き合っていきますか。自分の考えを書いてみましょう。

3 今日の学習をふりかえって、感じたこと、考えたことを書きましょう。



室町文化を担った人々と私たちに受け継がれたもの

● 室町文化を花開かせた「河原者」

かつて河原は、無税地であり、広い空間もあったため、生活の糧^{かて}を失った人々が多く移り住み、生活をしていました。河原では、川の水を使って皮なめしや染色、河原にある石を使った庭造り、広い河原を舞台にした芸能など、多くの仕事が生まれました。このように河原で活躍する人々は「河原者^{かわらもの}」と呼ばれていました。現在でも貴重な薬として用いられている牛の胆石（牛黄^{ごおう}）を取り出す河原者の記録が残っており、薬の製造・販売にも関わっていたと思われます。



室町時代になると、この河原者の中から将軍にも認められるような働きをする人々が出てきました。観阿弥^{かんあみ}はそれまであった芸能に独自の工夫を加え、「能」という新たな芸術を生み出し、3代将軍足利義満に認められました。その子、世阿弥^{ぜあみ}が記した「風姿花伝^{ふうしかでん}」という本は、現在でも最高の芸術論として評価されています。庭造りの名人、善阿弥^{ぜんあみ}は「山を造り、樹木を植え、石を配す、天下第一」という記録が残るほどの技術で、8代将軍足利義政に認められました。そのほかにも、塩・なたね油・川の水を使った皮なめしの技術は、武士の鎧^{よろい}や太鼓・雪駄づくりを支える技術として、人々の生活に欠かせないものになっていきました。牛の皮から作るニカワは、墨を作るために不可欠なもので、雪舟の水墨画が花開いた背景には河原者の技術があったのです。布を青く染める藍染めの技術は、化学反応を応用しており、当時の人々には魔術のように思えたことでしょう。

● 「河原者」に向けられたケガレ意識

しかし、このような河原者の技術は、死んだ動物を処理したり、人を処刑・葬送^{そうそう}する仕事をしたりしていた人々とともに、貴族や武士からは卑しい仕事と見られました。「塙囊鈔^{あいのうしやう}」という当時の辞書には、「河原者は汚いものである」と記されています。また、庭造りの名人善阿弥の孫である又四郎^{またしろう}は次のような言葉を残しています。「わたしは、屠家^{ととか}（牛馬の処理をする家）に生まれたことを心から悲しく思います」これは、河原者が貴族や武士だけでなく、周囲の民衆からも厳しく差別されていたことを物語っています。平安時代に貴族によって編纂^{へんさん}された「延喜式^{えんぎしき}」という法令集で「死や血にふれるとケガレ（災い）が生じる」「ケガレ（災い）はうつるもの」として定められます。室町時代までにはその「ケガレ意識」が民衆の中にも広がっていったと思われます。

● わたしたちのくらしとケガレ意識

現在のように科学が発達していなかった時代に人々がこのような捉え方^{とら}をしたことは、ある意味理解できます。しかし、この「ケガレ意識」にもとづく慣習や考え方は、現代にも数多く残っています。例を挙げると、「忌引き^{きびき}」「六曜^{ろくよう}（大安・仏滅・赤口・先勝・先負・友引）」「清め塩^{ひのえうま}」「丙午^{ひのえうま}」「女人禁制^{にょにんきんせい}」などがそうです。「忌引き」は現代に合わせた形に変わり、わたしたちの生活を助けるものとなっていますが、そのほかのものは現在でも守ろうとする人が多くいます。しかし、これらの慣習は歴史的に人を差別する根拠にもなってきたことから、なくそうとする動きも広がってきています。もっと身近な遊びの例で言えば、「鬼ごっこ」「ばい菌扱い」なども、「目に見えないものがうつる」という考え方が深く関わっています。これからの時代を生きるわたしたちは、このような慣習や考え方とどう向き合っていくかを一人ひとりが考えることを求められているのです。

第2学年 社会科（歴史的分野）学習指導案

- 1 単元名 「身分ごとに異なる暮らし」（教育出版）
「身分制社会での暮らし」（帝国書院）
「さまざまな身分と暮らし」（東京書籍）

2 学習のねらい

知識的側面	江戸幕府による身分制度の中で、「百姓身分」「町人身分」「別の身分」とされた人々の暮らしについて理解することができる。
価値的・ 態度的側面	江戸幕府が身分制度を確立したねらい（意図）について、さまざまな視点からつかみとることができる。
技能的側面	江戸幕府の身分制度によって人々の中に身分による差別意識が強化されていったこと、「別の身分」とされた人々はこの後差別を無くし「人権」を確立していく人々であることを知り、人々のたたかいについて関心を持つことができる。

3 その時代について ～教師が持つておくべき認識（教材観）～

江戸時代の身分制度については、過去の学校教育の中で「民衆の不满をそらすために幕府がつくった（いわゆる、「上見て暮らすな、下見て暮らせ。」）「江戸時代の身分は、士・農・工・商・被差別身分のピラミッド型式序列制度だった」などと教えてきました。しかし、これは間違いだったことが明らかになり、教科書でもそのような記述はなくなっています。

すでに兵農分離が一定進められていた時代、江戸幕府は幕藩体制を固めるために、民衆を支配・統制する必要がありました。寛永14年（1637年）の「島原・天草一揆」後、幕府および藩は、キリシタン弾圧・禁圧のためにすべて人々を寺の檀家とする「宗旨人別改制度（寺請制度）」を導入しました。各寺では「宗門改帳（人別帳）」を作成し、これによって民衆を把握することが可能になりました。この「宗門改帳」を作成する際、その時点で村に住む者は職業に関わらず「百姓」身分として、町に住む者は「町人」身分として記載されました。そして、この枠に入らない中世からさまざまな雑業を行っていた人々が、「宗門改帳」の「別帳」に記載されました。寛文11年（1671年）には、幕府が「宗門改帳」の記載の様式を統一し、このことによって身分制度が確立したといえます。この「宗門改帳」が、現在の戸籍のもとになったといわれています。

「ケガレ」を「キヨメ」ることを職能とする中世の被差別民は、中世後期には「芸能を主たる職能とする者」「皮革業を主たる職能とする者」「『勸進（お布施をもらう）』を主たる職能とする者」などさまざまに分化していきました。これらの職能は、当時の社会に不可欠なものであったにも関わらず、身分的には別扱いとされたこと、それらの職能をその身分の役負担として固定したことによって、人々の差別意識を強化する結果となりました。

中世後期には被差別民の人々が担っていた職能は、地域によってさまざまでした（刑吏の仕事、皮革の仕事、芸能の仕事、竹細工などの工芸、薬の製造・販売など）。それらの職能に対する呼び名は、各地方で方言があるようにさまざまな呼び名でした。

民衆の力が高まっていく江戸時代中期には、幕藩体制を強化するために身分の引き締めを図る法令が幕府から出されます。それは、安永7年（1778年）「風俗取締令」として出され、「近来、穢多・非人などのたぐい、風俗悪しく、百姓・町人へ対し、法外のはたらきいたし、あるいは百姓体に扮し、旅籠屋・煮売り、小酒屋などに立入り、見とがめ候へば、むづかしく申し候えども、百姓・町人などは外聞にかかわり、用捨いたしおき候ゆえ、法外に増長いたし」という内容でした。被差別身分でありながら、町人に対して不法な行いをしたり、百姓のふりをして好き勝手にふるまったりといった「思い上がり」を非難するものでした。このころから、被差別身分に対して「穢多・非人等」という呼び名が全国的に広がっていったと思われます。しかし、これらのことは被差別身分の人々が、自らの職能（技術）や社会的役割に対して誇りを持っていたことの表れであり、この後各藩から出されたさまざまな風俗取締法令に対して、「汚染一揆」などに代表されるたたかいを進めていくきっかけとなりました。このようなたたかいが現代にまで引き継がれていった結果、今の「人権」が確立されていったことを、しっかりと生徒たちに伝えていく必要があると考えています。

4 指導のポイント（指導観）

○江戸時代の身分制度の仕組みと江戸幕府のねらいについて

江戸時代の身分制度のしくみを理解していくためには、「島原・天草一揆」後にキリスト教を禁止するためにつくられた「寺請制度」「宗門改帳」にふれておく必要があります。この「宗門改帳」によりはじめて人々が身分ごとに把握され、「ケガレ意識」などにより「百姓身分」や「町人身分」に組み入れられなかった人々が「別の身分」として把握されたのです。そして、この「宗門改帳」により、身分は生まれた場所で決まり、原則変えることはできないことになったのです。このことをつかみとるために、授業の前半には①～⑧までの民衆のカードを、「百姓身分」「町人身分」「別の身分」に分ける活動を取り入れています。なぜそのようなものかを、生徒たちと話し合いながら、江戸幕府が身分ごとに住む場所を固定していったことをつかませようとしています。

さらに、資料1では身分によって住む場所がどのように固定されたのか、資料2ではそれぞれの身分にどのような役負担が課せられたのかを示すようにしています。被差別身分の人々だけでなく、「百姓身分」や「町人身分」の中にも支配関係や決まり事が定められていたことが教科書に記載されています。これらのことも、江戸時代の身分制度のしくみを理解するための大切な学習内容となることから、教科書を使って読み取る活動を取り入れています。そして、「別の身分」の人々も社会に欠かせない役割を果たしていたことをつかませようとしています。

その上で、本時の中心発問である「身分制度を確立した江戸幕府のねらい（意図）は何だったのだろう」ということを考えさせていくようにしています。そして、「人々をすべての寺の檀家にすることでキリスト教を禁止しようとした」「人々を身分ごとに把握し、身分相応のくらしを定めることで、人々の反乱を防ごうとした」「人々の身分や住む場所を固定することで、幕府の収入を安定させようとした」という3点に気づかせていきたいと考えています。

○江戸時代の被差別身分の捉え方について

江戸時代の被差別身分については、教科書には「厳しく差別された」と記載されています。また、「えた（穢多）身分」「ひにん（非人）身分」という差別的な身分呼称（賤称語）も記されています。このことを受けて、「この差別は現代も続いており、今もこのような呼び方で差別されて苦しんでいる人たちがいます。そのような差別をなくすために、これらの言葉は絶

対に使わないようにしましょう」という指導がなされてきました。しかし、このような指導が生徒たちに安易な賤称語発言をさせてきました。このような教え方は、「差別された人々＝かわいそうな人々」という一面的で不十分な捉え方を生徒にさせてしまいます。

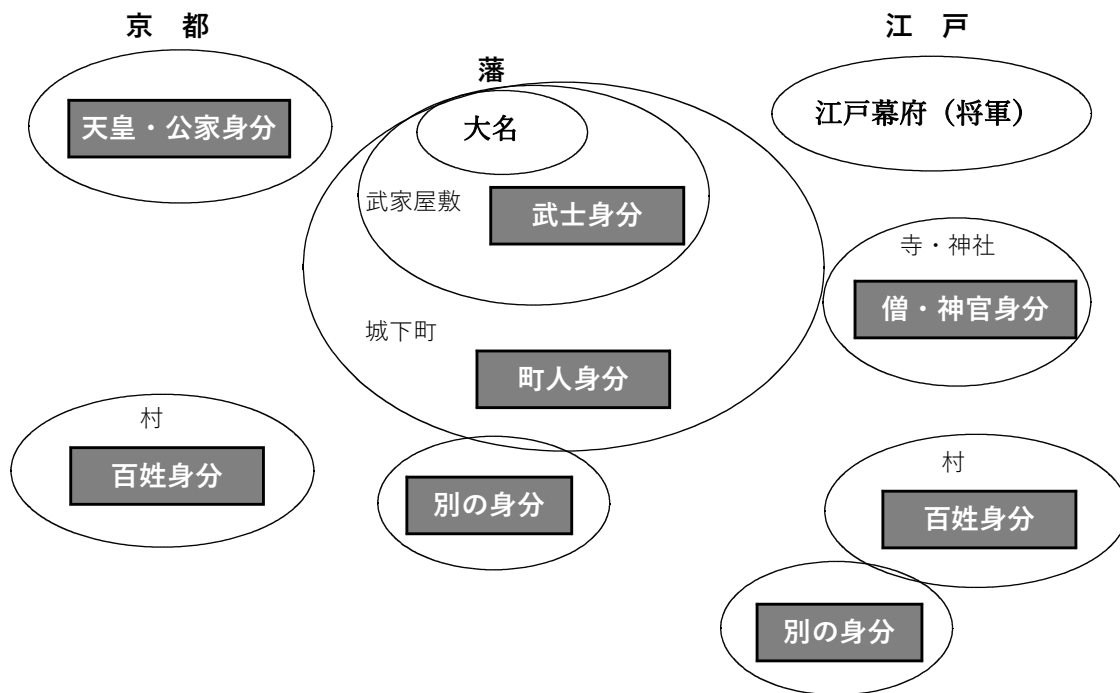
教材観の中でもふれたように、江戸時代の被差別身分の人々は厳しい差別を受けながらも、刑吏の仕事、皮革の仕事、芸能の仕事、竹細工などの工芸、薬の製造・販売など、社会に欠かせない役割を果たしました。そして、その技術で財を成した人々もいました。さらに、江戸時代中期以降には身分の引き締め法令に対するたたかいをすすめていきます（渋染一揆など）。そして、これらの差別をなくすたたかいは近代から現代へと引き継がれ、現代の私たちの生活に関わるさまざまな権利（人権）を勝ち取ってきた事実があります。ですから、まず授業を行う教師自身が「差別された人々」ではなく、「差別の中をたくましく生き抜き、差別とたたかっていく人々」という捉え方をしていく必要があります。社会科の授業の中でこのことを意識した授業が行われれば、この授業後の「賤称語を学ぶ意味を考えよう」という部落問題学習での学びにうまくつながっていきます。本授業では、被差別身分の人々が「武具」「雪駄」「太鼓」など当時の生活に欠かせない革製品を製造していったことを紹介することで差別の中をたくましく生き抜いた姿を感じさせるとともに、終末で「この後、差別とたたかっていく人々」であることにふれていくようにしています。

5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料・備考
1 前時までの学習をふり返し、学習課題を知る。	2分	○江戸幕府が大名や天皇・公家たちを支配するためにさまざまな政策を実施したことをふり返らせ、本時の学習課題を知らせる。	
江戸幕府は、どのように人々を支配したのだろうか。			
2 江戸時代の身分制度について調べる。 (1)江戸幕府が確立した身分制度の仕組みについてを調べる。	5分	○江戸幕府がすべての民衆を寺の檀家とし、寺に「宗門改帳」という名簿を作成させたことを知らせ、①～⑧の人々が「百姓身分」「町人身分」「別の身分」のどれに把握されたのかを考える。	◆ワークシート ◆提示カード ①農民 ②町の商人 ③芸能者 ④漁民 ⑤皮づくりの職人 ⑥村の職人 ⑦町の職人 ⑧薬売り
	5分	○ワークシートの答え合わせをしながら、住んでいる場所や中世のケガレ意識に関わる仕事によって身分が定められ、その後は生まれた場所によって身分が決まり、原則的に身分が変えられなかったことに気づかせる。	◆資料1 それぞれの身分が住んだ場所
(2)身分制度のもとの「百姓身分」「町人身分」「別の身分」の人々のくらしにつ	5分	○「百姓身分」「町人身分」「別の身分」の人々のくらしについて教科書記述をもとにワークシートに記入させる。 ○ワークシートの答え合わせをするととも	◆ワークシート ◆資料2 それぞれの

<p>いて調べる。</p>	<p>5分</p>	<p>に、幕府がそれぞれの身分に課した役負担について知り、すべての身分が社会に欠かせない役割を果たしていたことを知る。</p>	<p>身分に課せられた役負担 ◆資料 写真（武具・雪駄・太鼓など）</p>
<p>(3)身分制度を確立した江戸幕府の意図について考える。</p>	<p>20分</p>	<p>◎このような身分制度を確立した江戸幕府のねらい（意図）について、グループで話し合わせる。 ○グループで話し合ったことを全体で交流しながら、江戸幕府の意図について主に以下の3点にまとめる。 ・人々をすべての寺の檀家にする事でキリスト教を禁止しようとした。 ・人々を身分ごとに把握し、身分相応の暮らしを定めることで、人々の反乱を防ごうとした。 ・人々の身分や住む場所を固定することで、幕府の収入を安定させようとした。</p>	<p>◆ワークシート</p>
<p>3 学習のまとめをする。</p>	<p>8分</p>	<p>○この後、江戸幕府による支配が安定し、身分制度のもとの暮らしが260年続いていくこと、その中で「身分相応の暮らしをする」「身分によって差別する」という意識が人々の中にあたりまえのこととして植え付けられていったことを知らせる。 ○しかし、江戸時代の後期になると、差別に対する「別の身分」の人々のたたかいはじまり、「人権」を確立する運動へとつながっていくことを知らせ、「差別されたかわいそうな人々」ではなく「差別とたたかっていく人々」であることを押さえる。 ○学習の感想をワークシートに記入させる。</p>	<p>◆ワークシート ※「ひにん身分」「えた身分」という賤称語は、ここでは出さずに後の部落問題学習で詳しくふれることが望ましい。</p>

資料1 それぞれの身分の住む場所



資料2 それぞれの身分に課せられた役負担

身分	居住地	役負担
武士身分	城、城下町	参勤交代、 <small>ぐんえき</small> 軍役、土木工事など
百姓身分	村	<small>ねんぐ</small> 年貢 (米・作物・物産)、労役など
町人身分	城下町、都市	<small>うんじょう</small> 運上金・ <small>みょうが</small> 冥加金など
別の身分	別村、城下町の周囲など	警備役、処刑役、革製品、清掃、芸能など
僧・神官	寺社の領地、城下町、村	<small>しゅうもんあらためちょう</small> 宗門改帳による人々の把握など
天皇・公家	京都御所と ^{<small>ごしよ</small>} その周辺	幕府の政治を支える

◆学習課題 「江戸幕府はどのように人々を支配したのだろう」

1 すべての人々を寺の檀家^{だんか}として把握^{はあく}しようとした「宗門改帳^{しゅうもんあらためちょう}」で、人々はどの身分とされたのだろう。

- ①農民 ②町の商人 ③芸能者 ④漁民 ⑤皮づくりの職人 ⑥村の職人 ⑦町の職人 ⑧薬売り

百姓身分	町人身分	別の身分

2 身分制度のもとでの人々の暮らし

「百姓身分」…土地を持つ（ ）と土地を持たない（ ）に別れ、
（ ）・（ ）・（ ）などが年貢の納入や村の運営を
行った。（ ）を組織し、連帯責任を負わせた。

「町人身分」…土地や家を持つ（ ）・（ ）と持たない地借^{じがり}・店借^{たながり}があり、
選ばれた（ ）が町奉行のもと町の運営にあたる。

「別の身分」…「別器」「別火」「傘をさしてはならない」などの厳しい差別を受けながらも、
（ ）づくりなど社会に欠かせない役割を果たした。

3 身分制度を確立した江戸幕府のねらい（意図）は何だったのだろう。

【グループで話し合った意見】

★江戸幕府のねらい（意図）とは

4 学習の感想

賤称語を学ぶ意味を考えよう

1 教材について

中学校2年生の社会科歴史学習において、江戸時代の身分制度について学習する。生徒たちは、そこで初めて「非人（ひにん）」「穢多（えた）」という賤称語（人を差別するために生み出された言葉）に出会うことになる。この賤称語は単なる江戸時代の身分を表す歴史用語ではなく、現代も特定の人々を差別するために使用されている差別用語である。つまり、賤称語をいかに「昔のこと・他人事」ではなく、「今のこと・自分事」として学びとらせることができるかが最も重要である。

本教材では、差別される側の思いに共感したり、実際の差別事件から差別する側の現実に出会ったり、差別とたたかってきた人々の姿に出会ったりしながら、「差別とは何か」という差別の本質をつかみとらせること、さらに、「なぜ賤称語を学ぶのか」という問いの答えを生徒たち自身に考えさせることによって、賤称語を今学ぶ意味をつかみとらせていきたいと考えている。

2 実践のポイント

- インターネット上の「賀人」の書き込みを通して、今のこと・自分事として部落差別と出会い、差別は差別する側の問題であることに気づかせる。
- 賤称語の意味や現代における差別事件について知り、自分の夢や幸せを守るために賤称語を学ぶことが大切であることに気づかせる。
- 部落差別とたたかってきた人々によって勝ち取られ、今のわたしたちの生活に密接に関わりのある事柄について知り、差別をなくすことはすべての人の幸せにつながっていくことに気づかせる。

3 教科等における活用例

○ 総合的な学習の時間・特別活動

「人権～幸せに生きるために～」というテーマで社会科との合科的学習としても実施できる。または、「中学校を卒業するみなさんへ」というテーマで、特別活動（キャリア教育・進路指導的教育活動）としても実施することができる。

○ 道徳

道徳科として実施する場合には、内容項目 C（11）公正・公平・社会正義に関する授業として実施することができる。

4 実践を通して育みたい資質・能力

知識的 側面	<ul style="list-style-type: none">・ 賤称語の意味や現代における部落差別の実態、差別とたたかってきた人々による成果について知る。・ 差別の本質を実感として理解することができる。
-----------	--

価値的・ 態度的 側面	<ul style="list-style-type: none"> ・差別とたたかってきた人々の姿に共感することができる。 ・自分の夢や幸せを守るために、人権や差別について学び続けていきたいという意欲を持つ。
技能的 側面	<ul style="list-style-type: none"> ・「賀人」の書きこみを通して、差別される側の悲しみや怒りを自分事として感じるすることができる。 ・賤称語を学ぶ意味について、クラスメイトと意見を出し合いながら、深くつかみとることができる。

賤称語を学ぶ意味を考えよう

5 実践する教科等

中学校 第2学年 特別活動

6 本時の目標

賤称語や部落差別に関する事象や取組と出会い、差別を「今のこと・自分事」として感じるとともに、自分の夢や幸せを実現するために人権や差別について学び続けていくことが大切であることに気づくことができる。

7 展開例

	学習活動と主な発問 (☆)	予想される子どもの反応	教師の支援・指導
つかむ	1 「賀人」の書き込みから、部落差別について考える。 ☆インターネット上でわたしたち佐賀県民が「賀人」と呼ばれていることについてどう思いますか。	・むかつく。 ・どうしてこんなこと言われなくちゃならないの。 ・どうしてこんなこと書くの？ ・田舎だからしょうがない。	○まず、ネット上でわたしたち佐賀県民が「賀人」と呼ばれ誹謗中傷を受けている現実と出合わせることで、部落差別を自分事として捉えさせる。 ○差別はする側に問題があることを押さえる。
	2 江戸時代の身分制度の学習をふり振り返り、賤称語の意味について知る。 ☆社会科の身分制度で習った「ひにん」「えた」という言葉について考えてみましょう。	・ひにん身分の人は、警察の仕事や芸能の仕事をしていた。えた身分の人は、農業をしたり革製品をつくったりしていた。何も差別されるようなことはしていない。	○非人＝人ではない人、穢多＝ケガレが多い人、という言葉の意味から、そのような人々は存在せず、「賀人」と同じように人を差別するためだけに生み出された言葉であることに気づかせる。 ○江戸時代のひにん身分・えた身分の人々が果たした社会的役割を押さえながら、差別される側に原因があったのではないことも押さえる。
	3 現代の差別事件について知る。 ☆今、実際に起こっている差別事件についてみてみましょう。	・差別するということは、犯罪なんだ。 ・差別について知らないということは、差別してしまうことにつながるんだ。	○連続大量差別ハガキ事件の犯人が懲役2年の実刑判決を受けたこと、その動機が「差別について知らなかった」「自分のストレスを解消したかった」ということだったことに出会い、差別はされる側もする側

			も幸せにしないことに気づかせる。
考 え る	<p>4 賤称語を学ぶ意味について考える。</p> <p>☆わたしたちは、使うと逮捕されるような言葉をなぜわざわざ学ぶのだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・知らなければ、間違っ て使ってしまうから。 ・知らず知らずのうちに 人を傷つけてしまうこと がないように。 ・正しく学ぶことで使わ ないようになるから。 ・人としての基本として 学ぶ必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○賤称語を学ぶ意味について、 まずワークシートに自分の考 えを書き、それをグループ内 で交流する。 ○各グループで交流した内容を 全体で共有する。 ○生徒の意見に共感するととも に、自分の夢や幸せを守るた めに学ぶ必要があることを押 さえる。
	<p>5 差別とたたかってきた人々の生き様とその価値について考える。</p> <p>☆最後にクイズをします。部落差別を受けた人々が差別をなくすために取り組んだことを3つ、考えてみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(教科書)をタダにした。 ・0才から(保育所)にあ ずけられるようにした。 ・(履歴書)に自分の適性・ 能力以外のことを書かな くていいようにした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○()埋めのクイズとして、グ ループで話し合わせる。 ○答え合わせをしながら、部落 解放運動の成果である義務教 育教科書の無償化、0才児保 育の実現、履歴書の改善につ いて概要を紹介する。 ○差別は誰も幸せにしないが、 差別をなくすことはみんなの 幸せにつながっていくことを 感じさせる。
ま と め る	<p>5 本時の学習をふり返る。</p> <p>☆今日の学習をふり返って みましょう。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○「差別は差別する人がいるか ら起こる」「差別は誰も幸せに しない」「差別をなくすことは みんなの幸せにつながる」と いう差別の本質を確認する。 ○「部落差別解消推進法」など、 差別をなくすための法律が作 られ、差別が犯罪となる時代 になってきていること、自分 の夢や幸せを守るために、人 権や差別について学び続けて いこうという気持ちをもたせ る。

ふ り 返 る	6 本時の学習で感じたことを書く。 ☆今日の学習で感じたこと、考えたこと、疑問に思ったことなどを書いてください。		○ワークシートに本時の学習の感想を書かせる。
------------------	--	--	------------------------

渋染一揆で人々は何を願ったのだろう

1 教材について

中学2年生の社会科では、江戸時代の身分制度について学習し、その後「賤称語を学ぶ意味を考えよう」という部落問題学習で、部落差別に関する基礎的な学習を経験してきている。ここでは、江戸時代の被差別身分の人々の代表的なたたかいである「渋染一揆」について、そこにこめられた人々の願いと生き様について学ぶことを目的に教材化した。

社会科の教科書では、外国船の出現や百姓一揆、大塩平八郎の乱とともにコラム的に「渋染一揆」が取り上げられている。社会科の時間だけでは十分に取る時間がないため、部落問題学習として取り上げることで、当時の被差別身分の人々の差別とたたかった姿と出合わせ、「差別されたかわいそうな人々」ではなく「厳しい差別の中をしたたかに生き抜き、差別とたたかった人々」であるという確かな認識を育んでいきたい。

2 実践のポイント

- 本授業では、「渋染一揆」の概要を自作教材としてまとめ、前半と後半に分けて考え合わせるようにしている。可能であれば、「渋染一揆～明日にかける虹～」というアニメ教材を視聴することで、より被差別身分の人々のたたかいがイメージしやすいと思われる。
- 学習の中では、当時の岡山藩の被差別身分の人々のくらしから、「努力が認められ、一刻も早く百姓身分と同様の扱いを受けられるようになりたい」という人々の願いに気づかせていきたい。
- また、「嘆願書」の内容から、被差別身分の人々が仲間と話し合い、理路整然と自分たちの思いを主張していること、暴力に頼らず堂々と行動したことがまわりの武士身分や百姓身分の人々の心をも動かす結果になったことに気づかせていきたい。
- 終末においては、「渋染一揆」が現在も部落差別とたたかっている人々のほこりとなり、人権を勝ち取っていくエネルギーにつながっていることを知らせていきたい。

3 教科等における活用例

○ 総合的な学習の時間／特別活動

「渋染一揆」は前述したように視聴覚教材にもなっており、また「渋染一揆―ブンとサブー」いうみゆきてつ作のマンガ教材にもなっている。このことを活用して、人権劇として活用することができる。人権集会や文化発表会での発表の事前学習として使ってみてもよいと考える。

○ 道徳

社会科の授業に合わせて道徳の時間に実施する場合には、内容項目D(22)「よりよく生きる喜び」として実施することが可能であると思われる。

4 実践を通して育みたい資質・能力

知識的側面	・岡山藩の被差別身分の人々のたたかいが、暴力に頼らず、仲間と協力し毅然としたたたかいであったため、周囲の人々の心を動かしていったことを理解する。
価値的・態度的側面	・「差別される身分から脱し、人並みの扱いを受けたい」「子孫のために一刻も早くこの差別をなくしたい」という被差別身分の人々の願いに気づくことができる。
技能的側面	・「渋染一揆」でたたかった人々の姿は、現代においても差別をなくそうとしている人々にエネルギーを与えていることを知り、差別をなくす生き方に興味を持つことができる。

渋染一揆で人々は何を願ったのだろう

5 実践する教科等

中学校 第2学年 道徳

6 本時の目標

「渋染一揆」で差別とたたかった人々の「願い」をつかみとり、その姿が現代においても差別をなくそうとする人々のほこりやエネルギーにつながっていることを感じ取る。

7 展開例

	学習活動と主な発問 (☆)	予想される子どもの反応	教師の支援・指導
つかむ	1 社会科での学習をふり返り、本時の学習への関心を持つ。 ☆江戸時代の被差別身分の人々の代表的な差別とのたたかいである「渋染一揆」について学習していきましょう。		○差別しなければ罰せられるような時代に、被差別身分の人々がどのようなたたかいを繰り広げていったのかについて関心を持たせる。
	2 「柿渋染め」「藍染め」について知る。 ☆「渋染一揆」の「渋染」とは何か、見てみましょう。	・きれい。 ・おしゃれ。 ・高そう。	○「柿渋染め」「藍染め」の写真を提示し、現代ではとても人気の高い染め物だが、江戸時代には罪人などが着せられる色でもあったことを知らせる。
考える	3 資料その①を読み、被差別身分の人々のくらしと願いについて考える。 ☆なぜこの人たちは、わざわざ百姓身分の人たちのように米づくりを行い、年貢を納めていたのだろう。そこには、どんな願いがあったのだろう。	・自分たちが作ったお米を食べたかった。 ・百姓身分の人たちと同じ扱いを受けたい。 ・百姓身分になりたい。 ・差別される身分から解放されたい。	○資料その①の下部にある枠に被差別身分の人々の願いについて考えて記入させる。早く書き終わった生徒は、まわりの生徒と意見交流をさせる。 ○生徒が考えた内容を出し合い、差別から解放されたいという強い願いを持っていたことを確認する。
	☆このような願いを持っていた人々は、この儉約令を聞いてどう思っただろう	・今まで苦勞が台無しだ。 ・今よりももっと差別がひどくなる。	○差別から解放されたいという願いが強かっただけに、この儉約令は耐えられなかったこ

	う。	・子孫たちには差別を残したくない。	とを想像させる。
	☆この後、人々はどのようなたたかいを繰り広げていくと思いますか。	・団結して一揆を起し武士とたたかう。 ・たくさんの犠牲者が出るが、儉約令を撤回させる。	○その後、人々がどのようなたたかいを進めていくか関心を高め、資料その②を配布する。
	4 資料その②を読み、感想を交流し合う。 ☆なぜ岡山藩は儉約令を取り下げたのだろう。	・暴力に頼らなかったから。 ・千数百人の人々とたたかったら犠牲者が出るから。 ・年貢がとれなくなるから。	○非暴力的かつ団結した結果、儉約令を取り下げさせただけでなく、周囲の百姓身分の人々までも感動させたことに気づかせる。
ま と め る	5 「渋染一揆」のたたかいは、今も差別とたたかう人々に勇気を与えていることを知らせる。	・いつか行ってみたい。 ・入場料は？→無料	○岡山市には、「渋染一揆資料館」が建てられ、人々の生き様が今も差別とたたかっている人々に勇気を与えていることを伝える。(資料館の写真も紹介する。)
ふ り 返 る	6 学習の感想を書く。		

渋染一揆 ～被差別身分の人々のたたかい～その①

「このようなお触れに判は押せませぬ。」

「何を抜かすか！さっさと判を押せい！」おおじょうや大庄屋の厳しい声が響いた。

「わしらは覚悟を決めました。」

「何をする気だ。まさか…。」

「そのまさかでございます。」



ことの始まりは、1855年（安政2年）に岡山藩が出した儉約令きんぎんだった。立て続けに起こる飢饉や外国船の出現で幕藩体制が揺らぎ始めていた。そこで幕府や全国の藩は、法令を出して身分の引き締めを図ろうとしたのである。

財政難に苦しんでいた岡山藩は、百姓身分の人々に厳しい儉約令を出すだけでなく、被差別身分の人々に対して以下のようなさらに厳しい儉約令を出した。

- 一、着るものは無地のむじ渋染（柿色）か藍染（青色）に限る。また、紋付きもんつは着てはならない。
- 一、雨の時には、土足では迷惑をかけるので栗の下駄げだをはいてもよいが、知り合いの村の者に出会ったときは、下駄をぬいでお辞儀じぎをせよ。しかし、他の村へ行くときには、下駄を用いてはならない。
- 一、身分相応に暮らし、年貢をきちんと納めている家の女子に限って、そまつな雨傘をさすことを許す。

岡山藩には、50を越える被差別身分の人々の村があったが、被差別身分の人々は藩から命じられた役割を果たすだけでなく、誰も手をつけなくなった荒れた田を買い取り、米作りを行って毎年年貢も納めていた。それは、人々の中にある「願い」があったからである。

「これでは、我らが何のために年貢米まで納めてきたのかわからないではないか！」

「これまでの我らの努力がむだになってしまう！」

「これは、儉約令などではない！このおふれを認めれば、この後子孫たちがずっと苦しみ続けることになる！」

「そうだ！もはや（ ）しかない！」

1 岡山藩の被差別身分の人々の「願い」とは何だったのだろう。

2 被差別身分の人々が決めたたたかいとは、何だったのだろう。

渋染一揆 ～被差別身分の人々のたたかい～その②

岡山藩の被差別身分の人々が選んだたたかいは、「強訴」であった。「強訴」とは民衆が幕府の役人に対して直接集団で訴えるという手段であり、当時は死を覚悟した行動であった。

岡山藩内の50数カ村の被差別身分の人々は、こっそり夜中に集まり、幕府の役人に訴える「嘆願書」をつくっていった。その嘆願書の内容は、以下のようなものであった。

- 一、私たちは普段から着るものは儉約し、安い古着を買って着ております。他の家の家紋が入った着物は特に安く売られているため、あえてそのような着物を着ています。さらに、凶作で年貢が納められないときには、これらの着物を売って年貢を納めています。
- 一、私たちは藩の命令で、牢番や盗賊の取り締まりなどにも精一杯働いてきました。しかし、無地の渋染や藍染しかならないと言われると、盗賊たちに一目でわかり、取り締まりが難しくなり、お役目を果たせなくなります。
- 一、私たちは、百姓身分の人々が放置した荒れた田んぼでも米作りを行い、差別されながらも精一杯働いて年貢を納めてきました。しかし、このように罪人のような着物しか着てはならないと言われると、さらに差別を受けるようになり、働く元気が出なくなってしまうます。
- 一、このようなことから、このたびのお触れをお許しいただければ、ありがたき幸せに存じます。

被差別身分の人々は、はじめ知り合いの役人を通してこの「嘆願書」を届けようとしたが、さまざなな妨害に遭い、大庄屋に無理矢理に判を押させられる村も出てきた。これをうけて、被差別身分の人々は家族に別れを告げ、1856年（安政3年）6月14日明け方、岡山藩筆頭家老伊木家に「嘆願書」を届けるべく千数百名の人々を結集させた。そして、ついに…。

「強訴は重罪。お前たちをすぐにしほりあげ、牢に入れるのが決まりじゃ。」
「覚悟はできております。」
「だが、強訴の仕方がおだやかゆえに、伊木様に嘆願書を取り次ごう。」



強訴に成功した人々は全員無事に村に帰った。この行動に驚き、感銘を受けた周囲の百姓身分の人々からは、労をねぎらって水がふるまわれた。そして、8月1日岡山藩から儉約令の取り下げを勝ち取ったのである。

この後、強訴の中心人物として12人が牢に入れられ、そのうち6人が牢内で亡くなった。しかし、強訴から3年目の1859年（安政6年）残りの6人は無事釈放された。このことは、被差別身分の人々の喜びをさらに強いものとした。

同じように、全国各地でも儉約令に対する被差別身分の人々のたたかいは起こった。その中でも、このたたかいは江戸時代における代表的な差別とのたたかいとして「渋染一揆」と呼ばれ、今も差別とたたかう人々のほこりになっている。



「渋染一揆で人々は何を願ったのだろう」ワークシート

2年（ ）組（ ）号 名前（ ）



渋染一揆博物館（岡山県岡山市）

★今日の学習でどんなことを感じましたか。

全国水平社はかくして生まれた ―西光万吉たちの願い―

1 教材について

本教材は、「いわゆる解放令」が出されてから被差別部落の人々が全国水平社を立ち上げていくまでの歩みを西光万吉の生い立ちと重ねながら学習するための部落問題学習教材である。

中学校社会科では、明治政府の改革の一つとして学習することになっているが、解放令以後の社会の姿、被差別部落の人々の姿を深く学ぶことはできない。明治から大正時代デモクラシーの中で、人々は「差別はする側がいるから起こる。する側が変わらなければ差別は無くならない」という差別の本質を見出していく。差別もいじめもされる側が自らに原因を求めてしまうところに差別の罫がある。差別の本質を見出し、自らの誇りを取りもどし立ち上がっていく人々の姿と出会わせることは、生徒たちにとっても差別の本質をとらえるための大切な学習になると思われる。

2 実践のポイント

- 「いわゆる解放令」が公布された後も、民衆の中に刷り込まれた差別意識とそこに何の手立ても講じなかった明治政府の無策によって、新たな「部落差別」が生み出されていったことに気づかせていきたい。
- 明治から大正期に取り組まれた改善運動や融和運動は、差別される側に差別の原因を求めていたため、根本的な差別の解消にはつながっていかなかったこと、そのことが水平社宣言の中でも指摘されていることに気づかせていきたい。
- 差別から逃げていた西光万吉が、差別と立ち向かいたたかかっていこうとする気持ちを自分なりの言葉で考えさせることによって、全国水平社に集った人々の思いに共感させていきたい。

3 教科等における活用例

○ 総合的な学習の時間

「高松結婚差別事件」の指導案と組み合わせて、全国水平社の活動について学習を深めていくこともできる。発展として、全国水平社創立大会の様子を劇化すること可能である。

○ 道徳

道徳の授業として行う場合は、A(4)「希望と勇気、克己と強い意志」、A(5)「真理の探究、創造」、C(17)「我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度」、D(22)「よりよく生きる喜び」などの価値項目で取り扱うことができると考えている。

4 実践を通して育みたい資質・能力

知識的側面	・「いわゆる解放令」が公布された後も差別はなくならなかったどころか、社会や民衆の中に刷り込まれた根強い差別意識によって、新たな「部落差別」として温存されていったことを理解する。
価値的・態度的側面	・差別はされる側の問題ではなく、する側がいるから起こる問題であるという差別の本質に気づくことができる。
技能的側面	・差別から逃げていた西光万吉が、差別と立ち向かいたたかかっていく生き方を選んでいった姿をとらえ、これからの自分の生き方と重ねて考えることができる。

全国水平社はかくして生まれた —西光万吉たちの願い—

5 実践する教科等

中学校 第2学年 総合的な学習の時間

6 本時の目標

差別から逃げ続けていた西光万吉が、差別と立ち向かいたたかかっていく姿を通して、「差別はする人がいるから起こる」という差別の本質を共感的につかみとることができる。

7 展開例

	学習活動と主な発問（☆）	予想される子どもの反応	教師の支援・指導
つかむ	<p>1 社会科での明治政府の改革についてふり返り、学習のテーマを知る。</p> <p>☆西光万吉が差別に立ち向かっていくまでの歩みをみてみよう。</p>		<p>○「いわゆる解放令」が公布された後の社会や人々の姿を、西光万吉という人の生き様を通して学んでいくことを伝える。</p>
考える	<p>2 資料①を読み、「いわゆる解放令」が出されたにもかかわらず、差別がなくならなかった要因について考える。</p> <p>☆「いわゆる解放令」が出され、身分制度もなくなったのに差別がなくならなかったのはなぜだと考えますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人々の中に刷り込まれた差別意識がすぐには変わらなかったから。 ・身分制度だけがなくなっても、差別意識は残ってしまったから。 ・まだまだ差別することがあたりまえだったから。 	<p>○資料①を生徒たちと読み合わせ、疑問点を出し合いながら、ワークシートに自分の考えを書かせる。</p> <p>○生徒たちが考えた答えを出し合いながら、「民衆の中に刷り込まれた差別意識が変わらなかったから」「明治政府の意図が差別をなくすことではなく、税や徴兵を徹底することであったから」ということに気づかせていく。</p> <p>○今も残る住んでいる場所や出身地に対する「部落差別」は、ここからはじまったことも押さえておく。</p>
	<p>3 資料②を読み、部落差別をなくそうという動きは出ていたにもかかわらず、効果があがらなかった理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なくなった →人々が自分から差別をなくそうと行動し始めたら～。 	<p>○資料②に自分の考えを記入させ、近くの生徒同士で意見を交流させる。</p> <p>○その後、どのような考えが出</p>

	<p>由を考える。</p> <p>☆人々の中から部落差別をなくす動きが出てきました。これで、差別はなくなっていくと思いますか。</p>	<p>→中江兆民のように、被差別部落以外の人々の中にも差別をなくそうとする人が出てきたから。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なくならなかった。 <p>→差別される人が身なりを整えても、そう簡単に差別はなくならないと思う。</p> <p>→そもそも差別はする側に問題がある。する側が何も変わっていないので差別もなくならなかったと思う。</p>	<p>されたかを「なくなった」「なくならなかった」という視点から全体で交流する。</p> <p>○その上で、部落差別から逃げ続けてきた西光がその後どうなったかを見ていくことを知らせる。</p>
	<p>4 資料③を読み、佐野学の考えに出会った西光がどのような思いを持ったのかを考える。</p> <p>☆このようにその後、西光たちは仲間とともに全国水平社を立ち上げていきます。佐野学の考えと出会った西光はどう思ったのでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも逃げているはダメだ。覚悟を決めて、たたかおう。 ・差別はする側の問題だったのだ。胸を張って、差別とたたかおう。 ・もう逃げるのは嫌だ。差別とたたかう生き方をめざそう。 ・自分と同じ思いを二度と子どもたちにはさせたくない。たたかおう。 	<p>○佐野学の考えと出会った後の西光の気持ちを、西光のセリフとして考え、グループで交流する。グループ内でもっとも良いと思うセリフにまとめる。</p> <p>○グループごとにまとめたセリフを発表し合う。</p>
ま と め る	<p>5 水平社宣言から西光の思いを感じ取る。</p> <p>☆西光は水平社宣言の中に自分の思いを込めています。読んでみましょう。</p>		<p>○生徒たちに分担させながら水平社宣言を読ませる。</p> <p>○この水平社宣言は、日本における初の人権宣言として今も世界で高く評価されていることを知らせる。</p>
ふ り 返 る	<p>6 西光万吉の生き方と出会って感じたことを感想に書く。</p> <p>☆西光万吉の生き方に出会って、どんなことを感じましたか。</p>		<p>○学習の感想を水平社宣言の下に書かせる。</p> <p>○学習の感想はその後プリントするなどして交流する。</p> <p>○疑問を持った生徒には、個別または全体で話をする。</p>

全国水平社はかくして生まれた ～西光万吉たちの願い～①

被差別身分の名称が廃止されたので、
これからは身分・職業ともに平民と同様であるべきこと

1871年（明治4年）、被差別身分を廃止する法令「いわゆる解放令」がついに明治政府から布告された。全国の被差別身分の人々にとって、待ちに待った布告であった。

「これで、我らもこれからは平民として生きていくことができる！」

喜んだ被差別身分の人々の中には、今まで許されなかった平民としてのふるまいをしたり、差別されていた仕事を拒否したりする人々も現れた。しかし、周囲の人々に刷り込まれた差別意識は簡単には変わらなかった。明治政府が行った「地租改正」「徴兵令」「学制発布」で負担が増え、不満を募らせた民衆たちは、「新政府反対一揆」と称して各地の被差別身分の人々の村を襲撃したのである。「いわゆる解放令」は、住んでいる場所や出身地に対する「部落差別」のはじまりだった。居住地や職業の自由とは名ばかりで、移転や就職の拒否、結婚やつきあいの拒否、学校での差別などが公然と行われた。出身地は新たに作られた戸籍によって暴かれ、差別される村（被差別部落）の人々の生活は次第に苦しくなっていたのである。

そんな中、日清戦争が終わったばかりの1895年（明治28年）、奈良県のある被差別部落に一人の男の子が誕生した。のちの西光万吉（本名：清原一隆）である。絵を描くのが好きな少年で、尋常小学校から高等小学校、そして中学校（今で言う高校）に進学する。しかし、学校での教師や級友からの度重なる差別に苦しみ、中学校を退学する。何とかこの差別から逃れようと京都の中学校に入学するが、そこでも差別にあい中退する。画家をめざしていた西光は、東京の美術学校に進学する。もともと絵の才能があった西光は、すぐに国民美術展覧会で入選する。しかし、西光が住んでいた下宿に奈良県出身の学生がおり、いつ出身地を暴かれるか気が気ではない生活を送っていた。



「一体この差別は、どこまで追いかけてくるんだ。どこまで私を苦しめるのだ！」

出身地を隠し続けることに疲れ果てた西光は、画家になることを断念し、1917年（大正6年）にふるさとである奈良に帰ることを決めたのだった。

★「いわゆる解放令」が出されたにもかかわらず、差別がなくならなかったのはなぜだろう。

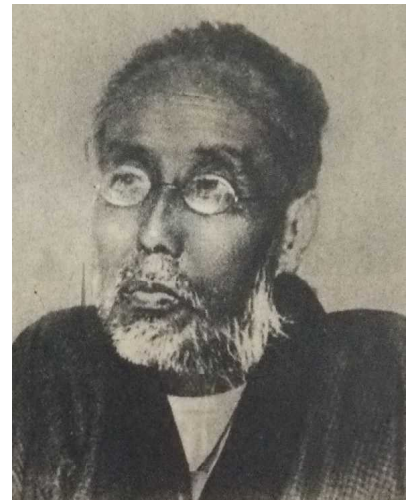
全国水平社はかくして生まれた ~西光万吉たちの願い~②

疲れ果てた西光を優しく迎え入れてくれたのは、幼なじみの阪本清一郎だった。阪本は地元で被差別部落の人々を集め「燕会」を結成していた。ふるさとに戻った西光は、阪本にも勧められ、「燕会」で、商売をしている人が助け合えるようなしくみをつくったり、共同販売所をつくったりする活動に取り組んでいった。

世の中では、その頃までに部落差別をなくそうという動きも出てきていた。1888年には中江兆民が「部落差別を解消しなければ、真の自由平等は実現されない」と表明した。また、1881年には福岡で「復権同盟」が、1899年には奈良で「大和同志会」が、1902年には岡山県で「備作平民会」が組織されるなど、被差別部落の改善をめざす運動が始まっていた。しかし、世の中の多くの人々は「部落差別の原因は被差別部落の人々の生活にあり、身なりを整え、きちんとした仕事をし、経済的にも安定すれば、部落差別も無くなっていく」という考え方だった。



「燕会」に参加した人々



なか えちようみん
中江兆民

★このような考え方で「部落差別」がなくなると思えますか。(なくなる なくなる)

【そう考えた理由】

全国水平社はかくして生まれた ～西光万吉たちの願い～③

1921年、佐野学が「不当な差別から解放されるためには、被差別部落の人々が人間としての誇りを取りもどし、同情や哀れみと決別して自ら差別をなくすために立ち上がらなければならない」という論文を発表する。この論文に大いに刺激された西光たちは、佐野を訪ねその考え方を学んでいった。そして、西光たちは決心する。



ふるさと奈良に戻った西光たちは、自分たちで差別をなくすたかいはじめていくことを決め、その準備を進めていった。阪本がその組織の名前を「水平社」と決めた。そこには水の表面が平らなように、人間の平等をめざしていくという思いが込められていた。水平社の旗は西光がデザインし、水平社結成の準備を進めていった。その噂を聞きつけた同じ思いの被差別部落の人々も次々に西光たちのもとに結集していった。



そして、1922年（大正11年）3月3日、京都市岡崎公会堂で「全国水平社創立大会」が開催された。会場は、全国の被差別部落から多くの人々で埋め尽くされた。南梅吉の「開会の辞」、阪本清一郎の「経過報告」、駒井喜作の「綱領・水平社宣言の朗読」、米田富の「決議文の読み上げ」と続く中で、参加者はみな泣き、そして終わった後には満場の拍手と歓声があがった。「差別は差別する者がいるから起こる。人と人が尊敬し合うことでこそ差別を無くし、すべての人の幸せを実現することができる」ということに人々がはじめて気づいた瞬間であった。

その後、部落差別をなくすたかいは現在まで続けられ、さまざまな人権が勝ち取られていくことになるのである。水平社宣言は、こう結ぶ。「人の世に熱あれ。人間に光りあれ。」



よねだ とみ こまい きさく さいこうまんきち
米田 富、駒井喜作、西光万吉
ひらの しょうけん みなみ うめきち さかもとせいいちろう さくらだ きくぞう
平野小剣、南梅吉、阪本清一郎、桜田規矩三



全国水平社創立大会で演説する
このじろう
山田孝野次郎少年

水平社宣言

ぜんこく なかま いま だんけつ
全国の仲間たちよ、今こそ団結しよう。

なが あいだ さべつ くる なかま かいほうれい だ ねん
長い間、差別され苦しめられてきた仲間たちよ。「解放令」が出されてから50年もの
あいだ おお ひとびと によって さべつ な うんどう おこな さべつ な
間、多くの人々によって差別を無くすための運動が行われてきたが、差別は無くなら
なかつた。それは、「差別される側」が差別されないようにしなければならない、「差別
される側」はかわいそうだから何かしてあげよう、という考えで取り組まれたからだつ
た。このような間違つた考え方のせいで、多くの仲間たちが傷つき倒れていった。

さべつ さべつ がわ ひと じぶん なか さべつしん
差別は「差別する側」がいるからあるのだ。そして、すべての人が自分の中の差別心
に気づき、お互いを尊重し合い、大切にする事で差別は無くしていけるのだ。このこ
とに気づいた今こそ、私たち自身の手でこの新しい運動をつくりあげていこう。

わたし せんぞ じゆう びやうどう ところ そこ ねが さべつ ひとびと
私たちの先祖は、自由と平等を心の底から願い、差別とたたかってきた人々だった。
ひれつ みぶんせいど くる ほこ なか か たいせつ しごと
卑劣な身分制度に苦しめられながらも、誇りを持って世の中に欠かせない大切な仕事を
おこな しゃかい ささ わたし せんぞ ころ ひ さき うえ
行い、社会を支えてきた。私たちの先祖は、身も心も引き裂かれ、その上につばを吐
きかけられるような悪夢の中でも、生き抜き命をつないできた。誰よりも誇り高く、誰
よりも強く、誰よりもあたたかい。そんな生き方を受け継いできた私たち自身が、差別
のない社会をつくる時代がやってきたのだ。私たちが、差別されてきたことを誇りに思
うときがきたのだ。

わたし じぶん みくだ こと ば か こうどう せんぞ
私たちはどんなことがあっても、自分を見下すような言葉やびくびくした行動で、先祖
をさげすんだり、人間としての誇りを傷つけてはならない。私たちは、この世の中がど
んなに冷たいか、差別された人がどれほどつらい思いをしているかを誰よりもよく知っ
ている。だからこそ、私たちはすべての人の幸せと希望を追い求めていくのだ。

すいへいしゃ う
水平社は、こうして生まれた。

ひと よ ねつ にんげん ひかり
人の世に熱あれ、人間に光あれ。

たいしやう ねん がつみつ か ぜんこくすいへいしゃ
大正11年3月3日 全国水平社
※分かりやすく現代の文章に書き直したのもの

★西光万吉の生き方に出会って

「結婚は本人たちの合意のみに基づいて成立する ～全国水平社の人々のたたかい～」

1 教材について

本教材で取り上げる高松結婚差別裁判事件は、戦前・戦中の全国水平社運動の大きな成果の一つであると言われている。この事件をもとに、旧憲法下で苦しみ犠牲となった人々の願いを知り、日本国憲法第24条「結婚の自由」が成立した背景や意義について考え合う。このような現行憲法の背景にある人々の願いや思いを理解することは、その意義をより深く学ぶことにつながり、大切にしなければならないという気持ちを高めることにつながる。2016年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」に示されている部落差別をなくすための教育・啓発を具体化する学習としても位置づけていきたい。このような学習を中学校卒業を前にした最終学年で実施することは、これからの民主国家の担い手を育てるという意味でも大切な学習であると考えている。

2 実践のポイント

- まず結婚に関する明治民法第772条と日本国憲法第24条の条文を比較し、なぜ法律がこのように変わったのかを考えさせることで、この法律にどのような意義があるのかを知りたいという意欲を高めていく。
- その後、本時の自作資料を読み合い、感想や疑問点を出し合う活動を通して、日本憲法第24条の意義に迫っていきたいと考える。
- 教師の説話においては、「部落差別解消推進法」にふれ、遵法精神を高めていきたい。

3 教科等における活用例

○ 総合的な学習の時間

本実践は、社会科の歴史的分野「社会運動の高まりと普通選挙の実現」または、社会科の公民的分野「自由権」、「現代に残る差別」の学習後に活用できる。

○ 道徳

C-(10) 遵法精神・公德心の内容項目で活用できる。

4 実践を通して育みたい資質・能力

知識的側面	・ 憲法や法律の背景にある人々の苦しみやたたかい・願いを理解する。
価値的・態度的側面	・ さまざまな法の背景にある人々の苦しみやたたかい・願いに共感することができる。
技能的側面	・ さまざまな法の背景や意義を理解することの大切さとともに、そのような法を自分たちで守り続けていく必要性について自分の生活体験と重ねて考えることができている。

5 実践する教科等

中学校 第3学年 道徳 【C-(10) 遵法精神・公德心】

6 本時の目標

日本国憲法で保障されている「両性の合意のみで成立する婚姻」は、戦前に差別とたたかってきた多くの人々によって実現されたことを知り、そこにある願いや意義に気づき、差別をなくす行動力を高める。

7 展開例

	学習活動と主な発問 (☆)	予想される子どもの反応	教師の支援・指導
つ か む	<p>1 結婚に関する明治民法と日本国憲法の条文を読み比べ、なぜこのように変わったのかを考え合う。</p> <p>☆みなさんは、結婚に関する法律の条文を見ましたか。結婚に関する法律は、戦後大きく変わりました。変わる前と後の条文を見比べて、なぜ変わったのかを考えてみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚が自由になったから ・戦前の家制度がなくなったから 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 明治民法第772条と日本国憲法第24条を黒板に提示し、考えさせる。 ○ 変わった背景について、生徒たちの予想や考えを引き出していく。
考 え る	<p>2 教材文の前半を読む。</p> <p>☆結婚に関する法律が変わった理由を考えるヒントになる資料を読みます。</p>		○教材文の前半を範読する。
	<p>3 教材文をもとに、感想を出し合う。</p> <p>☆感想や疑問点についてみんなで考えよう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出身地を隠していたことが問題になっている ・誘拐罪はおかしい ・差別があった 	○裁判の問題点について考えていく。
	<p>4 グループで教材文の後半を読み合う。</p>		○教材文の後半を配布する。

考 え る	5 感想や疑問点などをグループ内で交流する。 ☆読み終わったら、感想や疑問点をグループ内で出し合ってみましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・仮釈放が実現したが、まだ差別は完全になくなっていない ・差別とのたたかいは長年続けられてきた 	○感想や疑問点を教材文のプリントに書き入れさせる。
	6 教材文をもとに、日本国憲法第 24 条の意義についてグループで話し合う。 ☆日本国憲法第 24 条に定められた願いについて、グループ内で考えてみましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・全国水平社の人々のたたかいはあって、結婚の自由が保障されたことがわかった 	○ワークシートを配布する。
ま と め る	7 全体で交流する。 ☆各グループで話し合ったことを出し合ってみましょう。	<ul style="list-style-type: none"> ・結婚差別は少なくなってきたが、まだ残っていることが問題だ ・結婚差別をなくし、結婚の自由を実現していきたい 	○条文の背景にある願いについて、生徒の意見から整理する。
ふ り 返 る	8 教師の説話を聞き、感想を書く。 ☆憲法や法律の背景には、多くの人々の苦しみやたたかい・願いがあります。そのことを学ぶことが、その法の本当の意義を理解することにつながるんですね。今日の学習の感想を書きましょう。		○日本国憲法第 3 章「国民の権利及び義務」の各条文や「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ対策法」、「障がい者差別解消法」など、人々のたたかいによって勝ち取られた法律を紹介する。

「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立する ～全国水平社の人々のたたかい～」

【前半】

1931年（昭和7年）12月15日、香川県の2人の青年が仕事の帰りに乗った船の中で一人の女性と知り合いました。船を下りた3人は夕食を共にし、そこで女性にひとめぼれした青年の1人が彼女に結婚を申し出ました。彼に好感を抱いていた彼女は、仕事先に借りていたお金を工面してくれること、自分の父親に結婚の了承をとってくれることを条件にその申し出を受け入れました。3人は同じ宿に宿泊しながら、青年2人はお金の工面に奔走しました。しかし、うまくいきません。3日後、一旦帰宅して家族に事情を説明してもらうため、彼女を自宅まで送って行きました。しかし、彼女の父親が不在だったため、説明することができませんでした。再び青年の元に戻った彼女は、2人で生活を始めました。後でこのことを知った彼女の父親が警察に通報し、青年2人を誘拐罪で訴えました。警察は2人を逮捕し、青年たちは裁判にかけられました。裁判では、青年たちが自分の出身地を隠していたことが取り上げられ、6月3日、2人にそれぞれ懲役1年および懲役10ヶ月という有罪判決が下されてしまったのです。

【後半】

裁判中には、青年たちが住んでいる地域に対して、差別的な言葉が使われ、裁判を傍聴していた地域の人々は強く抗議しました。そして、判決が出された後、地域の人々は全国水平社本部に相談しました。全国水平社の人々も「これは、全国の仲間に関わる重大な差別裁判事件である」と考え、次のスローガンと3点の目標を掲げ、たたかいを始めて行きました。

「差別裁判を取消せ！ 然らば解放令を取消せ！」

- 1 裁判の取り消しと青年2人の釈放
- 2 司法機関への抗議と裁判関係者の処分
- 3 差別によって苦しめられている人々の生活の改善

このたたかいには、全国の部落差別とたたかっている人々や労働運動、農民運動に取り組んでいた人々も協力しました。そして、みんなでお金を出し合い、10月には福岡から東京まで車で移動しながら、各地でこの差別裁判事件のことを訴えて行きました。演説会は、21府県56カ所で行われ、のべ24,300人が参加しました。その結果、12月までに2人の青年は仮釈放になり、裁判関係者も他の裁判所に転任という処分が行われました。このたたかいによって、全国各地に新たに水平社が結成されて行きました。

しかし、国中が戦争に向かっていった時代、たたかいを行った香川県の人々は弾圧され、全員が水平社をやめさせられました。2人の青年に対する有罪判決が取り消されることもありませんでした。そして、全国水平社も戦争に巻き込まれ、自然消滅していったのです。

戦後の1946年（昭和21年）7月16日、元福岡県水平社のリーダーだった田原春次議員が香川での差別裁判について議会で質問し、当時の司法大臣は「今後は左様なことがないように十分の取り扱いをしたいと思います。」と謝罪しました。また、元全国水平社のリーダーだった松本治一郎は、「婚姻は両性の合意のみによって成立」という日本国憲法第24条の条文の実現に尽力しました。1956年（昭和31年）に広島県で同じような差別裁判事件が起こった際には、逮捕された青年が無罪となり釈放されました。その後、差別的な考えによって結婚を反対する人も確実に少なくなってきました。今わたしたちに「結婚の自由」が保障されているのは、多くの人々のたたかいと犠牲のおかげなのです。

名前（ ）

1 結婚に関する法律

【明治民法第772条】（1890年／明治23年施行）

子カ婚姻ヲ為スニハ其家ニ在ル父母ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス但男カ満三十年女カ満二十五年ニ達シタル後ハ此限ニ在ラス

【日本国憲法第24条】（1947年／昭和22年施行）

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 日本国憲法第24条には、どのような意義（願い・意味）があると思いますか。

★自分の考えやグループの考え、他のグループの考えなどをメモしよう！

3 この学習であなたが感じたこと、考えたことをまとめてみましょう。

第3学年 社会科（公民的分野）学習指導案

- 1 単元名 「差別をしない、させない」（教育出版）
「現代社会に残る差別（1）」（帝国書院）
「平等権－共生社会を目指して」（東京書籍）

2 学習のねらい

知識的側面	差別解消に向けた人々の歩みと今の現状および課題を理解することができる。
価値的・ 態度的側面	厳しい差別の中を生き抜き、差別を解消するために立ち上がった人々の存在があったからこそ、今の私たちにさまざまな人権や幸せな生活が保障されていることを感じ取ることができる。
技能的側面	さまざまな差別解消に向けた人々の歩みや今の現状と課題をふまえて、これから自分にできること、自分がすべきと思われることを考えることができる。

3 その時代について ～教師が持っておくべき認識（教材観）～

本学習は、社会科公民的分野の基本的な人権の特に「平等権」を、そして「現代社会に残るさまざまな差別（人権課題）」について学習することを目的としている。差別（人権課題）を学んでいく際には、必ず持っておくべき認識がある。そして、そのことを生徒たちにつかませていくことが最も重要である。そのような認識とは、以下のようなものである。

（1）差別の本質とは

差別は、する人がいるから起こる。する人がいるから差別される人が生み出される。差別はする人もされる人も決して幸せにはしない。しかし、差別をなくそうとすれば、すべての人の幸せにつながっていく。真に「かわいそうな人」とは、差別される人ではなく、人権や差別について学ぶことなく差別者になってしまう人である。

（2）「寝た子を起こすな」では、差別はなくなる。

「差別について教えるから、差別はなくなる」これがいわゆる「寝た子を起こすな論」である。しかし、それでは差別はなくなることを歴史が証明している。それは、差別を温存していることに他ならないからである。しかも、現代においては、人権や差別について学んでいない人々が次々に差別事件を起こし、刑事罰や損害賠償請求を受けている。その背景には、インターネット上の差別的な情報がある。人権や差別について学んでいない結果、そのような差別的な間違った情報をうのみにして、自らを不幸にしているのである。人権や差別について学ぶことは、間違った情報をはね返し、自分の夢や幸せを守ることにつながるのである。

（3）「人権」とは、差別とたたかってきた人々が一つ一つ勝ち取ってきたものである。

そもそも「人権」とは、誰かが勝手に与えてくれたものではない。厳しい差別の中を生

き抜き、そこから立ち上がって差別とたたかってきた人々によって一つ一つ勝ち取られてきたものである。そのように差別とたたかってきた人々の生き様を学ぶことなしに、一つ一つの人権の意味や意義をつかみとることはできない。だからこそ、人権学習においては、差別とたたかってきた人々の生き様を学ぶことが最も重要なのである。

また、「人権」は油断すると奪われてしまう。自分たちで守っていかなければならないものである。そのことは、日本国憲法第12条にも示されている。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」つまり、生徒たちを自らの「人権」を守る主体者として育てていかなければならないのである。

本学習では、教科書でも大きく取り上げられている「部落差別」と「アイヌ民族差別」についてクローズアップし、それらの差別とたたかった人々の姿を教材化している。特に、「部落差別」においては、部落解放運動で勝ち取られてきたさまざまな成果は、私たちの生活に直結している。私たちの今の生活は、部落解放運動に取り組んで人々によって支えられていることを実感することができる。以下に少し補足する。

「両性の合意にのみ基づく結婚」

…「高松結婚差別裁判事件」で教材化しているのでその指導案を参照して欲しい。

「義務教育教科書の無償化」

…義務教育教科書ははじめ保護者が買い与えなければならなかった。わが子に教科書を買ってやれない高知県のある被差別部落の人々が、日本国憲法の中の「義務教育はこれを無償とする」という一文を学習したことから、教科書無償運動が始まり、1963年ついに国会を動かし、義務教育教科書が無償化された。

「0才児保育の実現」

…厳しい生活の中でわが子を幼くして失うことが多かった被差別部落の親たちが、自分たちの村に私立の保育所をつくり、0才からあずけられるようにしたことが始まりだった。

「識字学級の創設」

…家庭の経済状況や学校での差別により、教育を奪われた人々が被差別部落には多くいた。そのような人々が文字と人間としての誇りを取りもどすために開いたのが識字学級である。そこには、有志の教師たちとともに、文字を奪われたおとなたちが必死で文字を取りもどす姿があった。今では、外国から来た人々や学校に行けなかった人も学ぶことができる場所になっている。

「履歴書の改善」

…1970年代まで履歴書はそれぞれの会社で作られていた。履歴書の中には、家族構成・家族の収入・購読している新聞の名前など、本人の能力適性とは全く関係のないことを書かせるものが数多くあった。そして、被差別部落出身や外国籍、両親のそろっていない子どもたちが就職機会からはじかれていっていた。そんな子どもたちの叫びをきっかけに、履歴書の改善運動が起こり、高校生が書く履歴書は自分のこと以外は一切書く必要がないものに統一された。また、面接においても本人のこと以外は聞いてはならないことが労働局により定められた。

「身元調査の排斥」

…以前は、興信所や調査会社による身元調査が横行し、それが結婚差別や就職差別を温存させていた。部落解放運動では、この問題を大きく取り上げ、「部落地名総監事件

糾弾闘争」「身元調査お断りステッカー」運動として取り組んでいった。

「本人通知制度」

…2000年代はじめに、行政書士や司法書士が不特定多数の戸籍を不正に取得していたことが明らかになった。偽造された書類を見抜けなかった反省から、第三者より戸籍を取られた場合に市町村から本人に通知する「本人通知制度」の整備が進められた。佐賀県では、部落解放運動の成果で全20市町で制度化が実現している。

4 指導のポイント（指導観）

○今の人権課題を生徒たちが具体的に認識するために

本学習の導入では、「佐賀県人権教育・啓発基本方針（第二次改訂）」の概要版を資料として用いている。この基本方針には、現在法務局や都道府県が取り組もうとしている人権課題が挙げられている。その資料を見ることで、これから取り組んでいくべき人権課題について、生徒たちが具体的に認識できることをねらっている。

○「部落差別」と「アイヌ民族差別」を取り上げることについて

今回は、「部落差別の解消に向けた歩み」「アイヌ民族への差別解消に向けた歩み」という資料を自作した。これは、教科書に「部落差別」と「アイヌ民族への差別」が大きく取り上げられているにもかかわらず、それだけではこれらの差別の実態と差別とたたかった人々の生き様が見えてこないからである。「部落差別」については、松本治一郎を取り上げるとともに、部落解放運動の成果と、「部落差別解消推進法」がつけられた背景（今の部落差別の課題）について生徒たちがつかみやすくすることをめざした。「アイヌ民族への差別」については、知里幸恵、金田一京助、貝澤正、萱野茂を差別とたたかった人々として取り上げた。さらに、アイヌ文化を感じられるような写真と今の課題についてもふれるようにした。この2つの資料をもとに生徒たちには、差別をなくしていくために自分にできることをさまざまな視点から考え合うことができると考えている。

また、教科書によっては、そのほかにも「障害者差別」「在日韓国・朝鮮人差別」などを取り上げている。これらの人権問題については、資料「人権の確立と差別の解消をめざして施行された法律等」を使って、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ対策法」などが整備されていることにふれていきたいと考えている。

○本授業のまとめとして

本授業の週末においては、教材感にも記述したように、人権や差別を学んでいないと差別者になり「知らなかったでは済まないこと」、人権や差別について学ぶことは自分の夢や幸せを実現していくために必要不可欠なものであることをつたえていきたい。

また、今私たちが差別とたたかった人々が勝ち取ってきた「人権」で幸せになっているように、これから差別とたたかっていくことでみんなの幸せにつながる「人権」をつかみとることができるということにもふれておきたいと考えている。そのようなことを伝えながら、生徒たちに差別をはね返し、乗り越えていこうという意欲を高めていきたい。

5 学習の展開

学習内容及び活動	時配	教師の指導・支援	資料・備考
1 私たちには、平等権が保障されていることをもとに、学習課題を知る。	2分	○保障されている平等権を奪うものの一つに「差別」があることを知らせ、今、どのような「差別」が残っているのか、その「差別」に対してどのような取組が行われているのかについて学習していくことを知らせる。	
差別のない社会をつくるには、どうしたらいいのだろう			
2 今の社会には、どのような差別（人権問題）があるのかを資料から確認する。	5分	○佐賀県では、差別のない社会を作るために「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定されていることを知らせ、そこに示されている解決していくべき差別（人権問題）にはどのようなものがあるかを調べさせる。そして、「同和問題」～「その他様々な課題」までをカードで黒板に提示し、どのような差別があるのかを確認する。 ○これらの中で、教科書にも取り上げられている「同和問題（部落差別）」と「アイヌ民族への差別」について、まず、資料を使って学習していくことを知らせる。	◆資料①「佐賀県人権教育啓発基本方針（第二次改訂）概要版」 ◆提示カード 「解決すべき差別」 ①同和問題②女性 ③子ども④高齢者 ⑤障害者⑥外国人 ⑦患者等 ⑧犯罪被害者等 ⑨性的指向・性自認 ⑩その他様々な課題
3 部落差別の解消について、資料をもとに考える。			
(1) 部落差別解消に向けた人々の歩みと成果について知る。	10分	○以前に学んだ「全国水平社」の活動が、戦後「部落解放運動」として引き継がれ、多くの成果を挙げたこと、その成果は私たちの幸せに大きく関わっていることに気づかせる。 ○さらに、部落差別を解消するための法律も実現し、成果を挙げたことにも気づかせる。そして、なぜまた新たに「部落差別解消推進法」が施行されたのかを考えさせる中で、今の部落差別をめぐる課題について資料をもとに気づかせる。	◆資料「部落差別の解消に向けた歩み」
(2) 部落差別を解消するために、これから自分たちがすべきことを考える。	10分	○この資料から、部落差別をなくすためにどうしなければならないと感じたかをワークシートに記入し、話し合う。 ・まず正しいことを学ばなければならない。	◆ワークシート

<p>3 アイヌ民族に対する差別の解消について、資料をもとに考える。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ネット上のまちがった情報や差別的な情報をうのみにしないようにしなければならない。 ・興味本位の行動は、差別につながる。 ・差別してしまえば、知らなかったではすまない。逮捕されたり、損害賠償請求されたりする。 ・自分の夢や幸せを守るために、しっかり学ぶ必要がある。 	
<p>(1)アイヌ民族差別の解消に向けた人々の歩みと成果について知る。</p>	10分	<p>○アイヌ民族の人々が江戸幕府からの搾取と明治政府の同化政策で土地や文化を奪われ、さらに差別によってほこりまでも奪われてきたことに気づかせる。そして、アイヌ文化の価値に気づいた人々によって、差別的な法律がようやく廃止されたことに気づかせる。</p>	◆資料「アイヌ民族への差別解消に向けた歩み」
<p>(2)アイヌ民族差別を解消するために、自分たちにできることを考える。</p>	10分	<p>○資料の写真からアイヌ文化について話合ったり、資料の中の課題を参考したりしながら、アイヌ民族差別をなくすためにできることを考え、ワークシートに記入する。</p> <p>○それぞれが考えたことを全体で共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイヌ文化を学び、アイヌの工芸品などを使う。 ・アイヌ語を学んでみたい。 ・アイヌ民族差別に反対できるようになりたい。 	◆ワークシート
<p>5 基本方針で示されているそのほかの差別についても、その解消のためにさまざまな法律ができていることを知り、今の課題を感じ取る。</p>	5分	<p>○「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」などに注目させ、差別は犯罪になりつつあること、特にインターネット上の差別に対してこれからの取組が重要になってきていることを感じさせる。</p>	◆資料「人権の確立と差別の解消をめざして施行された法律等」「部落差別解消推進法」
<p>6 本時の学習の感想を書く。</p>	3分	<p>○今日の学習で感じたこと、考えたことを書いてみましょう。</p>	◆ワークシート

◆学習課題 「差別のない社会をつくるには、どうしたらいいのだろう」

- 1 資料「部落差別の解消に向けた歩み」を読んで、部落差別をなくすためにわたしたちにできることを考えてみましょう。

★友だちの考えも、どんどん書き入れよう！

- 2 資料「アイヌ民族への差別解消に向けた歩み」を読んで、アイヌ民族差別をなくすためにわたしたちにできることを考えてみましょう。

★友だちの考えも、どんどん書き入れよう！

- 3 今日の学習をふりかえって、感じたこと、考えたことを書きましょう。



部落差別の解消に向けた歩み

1 部落差別の解消をめざす運動

戦前の全国水平社の運動を引き継ぎ、戦後は松本治一郎、上杉佐一郎、組坂繁之などの人々がリーダーとなり現在に至るまで部落解放運動に取り組んできました。国会議員も務めた松本治一郎の座右の銘は「不可侵 被不可侵（侵さず、侵されず）」で、自らも差別しないことに努めました。部落解放運動の成果は多岐にわたり、今の私たちの生活にも深く関わっています。



松本治一郎

部落解放運動の成果

- 両性の合意のみに基づく婚姻
- 義務教育教科書の無償化
- 0才児保育の実現
- 識字学級の創設
- 履歴書の改善
- 身元調査の排斥
- 本人通知制度 など

部落差別を解消するための法律

- **同和对策事業特別措置法(1969-2002)**
差別によって劣悪な状態に置かれていた住環境の整備、経済力の向上、進学率の格差の解消などをめざした事業が実施されました。
- **部落差別解消推進法(2016)**
部落差別の解消をめざした新たな法律。

2 部落差別を解消していくための課題

(1) インターネット上のまちがった情報、差別的な書きこみ

今、最も大きな問題となっているのがインターネット上のまちがった情報や差別的な書きこみの増加です。現在、このような情報や書きこみを禁止するために、インターネットの監視活動をする県や市町村も増えてきており、国も対策に乗り出しています。また、このような情報や書きこみによって被害を受けた人の救済も大きな課題となっています。

(2) 「寝た子を起こすな」論

「差別について教えるから差別がなくなる」「放っておけば差別は自然になくなる」という考え方です。しかし、インターネット上の情報や書きこみをうのみにして差別事件を起こし、逮捕されたり損害賠償請求を受けたりする人が増加しています。「寝た子は、ネットで起こされ、差別者になる」時代になってきているのです。差別は、される側だけでなく、する側も不幸にします。自分を差別者にしないために、差別される人を新たに生み出さないために、すべての人が「人権」や「差別」について正しく学ぶ機会をつくる必要があります。

(3) 被差別部落の所在地に関する問い合わせ

被差別部落の所在地を調べ、その場所を避けようとする人が今もいます。所在地に関する問い合わせに対しては、行政や学校も「その質問は差別につながりますので、お答えできません」と答えています。興味本位で調べることは、差別につながります。差別がなくなればそのようなことを気にする必要もなくなります。すべての人が自分のふるさとに誇りを持つことができるようにすることが大切なのです。



アイヌ民族への差別解消に向けた歩み

1 アイヌ民族への差別解消に向けた歩み

アイヌ民族は、古代から今の北海道に居住し、自然と共存する豊かなくらしをしていた人々でした。しかし、江戸時代には松前藩から搾取され、明治時代には1899年の「北海道旧土人保護法」という差別的な法律によって、同化を強いられ土地や言葉・文化を奪われるだけでなく、厳しい差別にさらされていきました。明治時代にアイヌ文化のすばらしさに気づいた言語学者の金田一京助は、アイヌ民族の少女だった知里幸恵の協力を受け、アイヌの叙事詩（ユーカラ）を「アイヌ神謡集」として出版しました。知里幸恵はアイヌ人としての誇りを持って全力で出版に協力し、19歳の若さで病死しました。



知里幸恵



金田一京助



萱野茂

戦後は、貝澤正、萱野茂などがリーダーとなり、北海道ウタリ協会（現在の北海道アイヌ協会）の設立、二風谷アイヌ文化資料館の開館、アイヌ語辞典の編纂などに尽力しました。萱野茂は、その後アイヌ民族初の国会議員となり、1997年に差別的な法律を廃止させ、新たに「アイヌ文化振興法」を成立させました。

2 今に残るアイヌ文化



3 アイヌ民族への差別解消に向けての課題

まずは、アイヌ民族の歴史、アイヌ民族の文化を多くの人々が学ぶことが課題です。そして、アイヌ文化の素晴らしさを共有するとともに、ヘイトスピーチなど差別をあおる行動に対して、明確に反対する行動を起こしていく必要があります。

資料：部落差別の解消の推進に関する法律（2016年12月施行）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

3 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

4 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。



人権の確立と差別の解消をめざして施行された法律等



1 同和問題

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」(2016年)

2 女性

- 「男女共同参画社会基本法」(1999年)
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(2014年)
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(2015年)

3 子ども

- 「児童虐待の防止等に関する法律」(2000年)
- 「子ども・若者育成支援促進法」(2011年)
- 「いじめ防止対策推進法」(2013年)
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(2013年)

4 高齢者

- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2006年)

5 障害者

- 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(2011年)
- 「障害者総合支援法」(2013年)
- 「障害者優先調達推進法」(2013年)
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(2016年)

6 外国人

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
(ヘイトスピーチ対策法)」(2016年)
- ★「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行
(日本語指導が必要な児童生徒への支援)」(2014年)

7 患者等

- 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(2009年)
- 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(2009年)

8 犯罪被害者等

- ★「佐賀県犯罪被害者等支援条例」(2016年)

9 性的指向・性自認等

- 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(2004年)

10 インターネットによる人権侵害

- 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(2008年)
- 「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」(2014年)

人権施策の推進方向

人権の視点に立った行政の推進

人権尊重の視点に立った行政の積極的な推進に取り組みます。

あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

家庭、地域社会、学校、職場などあらゆる場や機会を捉えて、様々な人権教育・啓発を行い、県民の人権意識の高揚に取り組みます。

家庭

- 保護者への学習機会や情報提供の充実
- 家庭教育に関する相談体制の整備など

地域社会

- 地域における指導者の育成及び資質の向上
- 生涯学習の視点に立った人権教育の充実など

学校

- 全ての教育活動を通じた人権尊重の意識を高める学習内容の構築
- 教職員の人権意識や資質の向上 など

職場

- 企業等での啓発・研修への助言、指導
- 就職の機会均等の啓発
- 企業幹部への研修の充実 など

特定の職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進

人権の擁護に深い関わりを持つ職業の従事者に対し研修等、人権教育・啓発の充実を図ります。

- 行政職員 ○ 教職員・社会教育関係職員 ○ 警察職員 ○ 医療・保健関係者 ○ 福祉関係者
- 消防職員 ○ マスメディア関係者

人権教育・啓発を担う指導者の育成・活用等の推進

人権問題を自らの課題として捉え、人権に配慮した行動がとれるよう、地域において人権教育・啓発を担う指導者の育成やその活用を推進します。

相談・支援・救済の推進

相談・支援体制の充実・強化

相談件数の増加や内容の多様化・複雑化に対応するため、相談・支援体制の充実・強化を図るとともに、情報を積極的に提供します。

救済体制の整備

実効性のある救済制度を、必要な法的措置も含め、早期に整備するよう国に対して要望していきます。

概要版

基本方針の基本理念

基本理念 共生社会の実現

- 一人一人が個人として尊重される差別のない社会
- 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
- 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

性別、国籍、世代など様々な違いを越えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指していきます。

目標 人権文化の確立

人権という普遍的文化を県民生活の中に定着させ、発展させていくことを目標とします。

基本姿勢 生涯を通じた人権教育・啓発

人権文化を広く県民生活に普及定着させるため、人権教育・啓発を生涯を通じた重要なテーマとして捉え、県民の学習活動を効果的に推進します。



佐賀県人権教育・啓発基本方針の体系

基本理念 共生社会の実現

性別、国籍、世代など様々な違いを越えて、全ての人の人権が尊重され、共に支え合い、共に生きることができる「共生社会」の実現を目指していきます。

3つの社会づくり

- ① 一人一人が個人として尊重される差別のない社会
- ② 一人一人が個性や能力を十分に発揮する機会が保障される社会
- ③ 一人一人が個性を尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会

目標

人権文化の確立

基本姿勢

生涯を通じた人権教育・啓発

総合的かつ効果的な人権教育・啓発の推進

人権施策の推進方向

- ▶ 人権の視点に立った行政の推進
- ▶ あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進
家庭や地域社会、学校、職場
- ▶ 特定職業に従事する者に対する人権教育・啓発の推進
行政職員、教職員・社会教育関係職員、警察職員、医療・保健関係者、福祉関係者、消防職員、マスメディア関係者
- ▶ 相談・支援・救済の推進
相談・支援体制の充実・強化
救済体制の整備

課題別施策の推進

- ▶ 同和問題 ▶ 女性 ▶ 子ども
- ▶ 高齢者 ▶ 障害者 ▶ 外国人
- ▶ 患者等
HIV感染者等、ハンセン病患者等、胃病患者等、肝炎患者等
- ▶ 犯罪被害者等
- ▶ 性的指向・性自認等
- ▶ インターネットによる人権侵害
- ▶ その他の人権に関わる様々な課題
刑を終えて出所した人、ホームレス等生活困窮者、拉致問題等、人身取引、災害に起因する人権問題、個人情報の保護 等

推進体制等の整備

- ▶ 県の推進体制の整備
- ▶ 国、市町、関係団体との連携
- ▶ 県民、企業、CSO等との連携

人権施策の公表と基本方針の見直し

- ▶ 人権施策の公表
- ▶ 施策の点検・評価
- ▶ 基本方針の見直し

佐賀県 人権教育・啓発基本方針 (第二次改訂)

～人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり～



課題別施策の推進

同和問題

同和問題(部落差別)の解決を自分事として捉え、平成28年12月に施行された「部落差別解消推進法」の趣旨に基づいて、同和問題の解決を目指します。

- ◆ 学校教育における推進
- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 相談体制の充実
- ◆ えせ同和行為の排除
- ◆ 社会教育における推進
- ◆ 企業等への啓発の推進
- ◆ 隣保館事業等の推進

女性

男女共同参画社会の形成を進め、男女間のあらゆる暴力を許さない、安全で安心して暮らせる社会を目指します。

- ◆ 男女共同参画の意識の形成
- ◆ 女性が活躍し、男女が共に参画する社会の実現
- ◆ 安全安心に暮らすことができる社会の実現



子ども

次代の社会を担う全ての子どもたちが、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることを目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 児童生徒の権利に関する理念の教育・啓発
- ◆ 適正な保育・健全育成の取組
- ◆ 子どもの安全・安心の確保
- ◆ 児童虐待防止等の取組
- ◆ 子どもの貧困対策への取組
- ◆ いじめ問題への取組
- ◆ 性に関する指導の充実
- ◆ 被害少年への支援等

高齢者

高齢者が住み慣れた地域において、健康で生きがいを持ち、安心して生き生きと暮らすことができる社会を目指します。

- ◆ 県民の意識醸成
- ◆ 高齢者が活動できる環境整備
- ◆ 成年後見制度の普及・啓発
- ◆ 安全と安心の確保
- ◆ 雇用・就業機会の確保

障害者

障害者差別解消法等の趣旨に基づき、障害者とその家族等が身近な地域で支援を受けながら、安心して自分らしく暮らしていける社会を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 交流・共同学習の推進
- ◆ 誰もがスポーツを楽しむ環境づくり
- ◆ 精神保健福祉事業の推進
- ◆ 相談体制の充実
- ◆ 特別支援教育の充実
- ◆ まなびの環境づくり
- ◆ 多彩な文化芸術の振興
- ◆ 社会参加・職業的自立の促進
- ◆ ひきこもり支援

外国人

日本人住民と外国人住民が互いに多様な価値観を認め合い、協力し合い、共に活躍し、皆が安心して暮らせる社会を目指します。

- ◆ 多文化共生社会の推進と国際化に対応した人材の育成
- ◆ 外国人への情報の提供及び相談体制の整備
- ◆ 外国人の生活及び日本語教育支援
- ◆ 外国人児童生徒に対する支援

患者等

感染症や難病、がん等の患者やその家族が周囲の無理解による偏見や差別に苦しむことなく、住み慣れた地域の中で安心して働き、生活できる社会を目指します。

- ◆ HIV感染者等
- ◆ 難病患者等
- ◆ ハンセン病患者等
- ◆ 肝炎患者等

教育・啓発活動の推進、相談・支援体制の充実、療養生活・服薬の指導等、就労の支援



犯罪被害者等

「佐賀県犯罪被害者等支援条例」に基づき、犯罪被害者等が直接的、副次的な被害に苦しむことなく、再び平穏な生活を営むことができる社会を目指します。

- ◆ 広報啓発の推進
- ◆ 再被害防止措置の確保
- ◆ 相談・支援体制の充実

性的指向・性自認等

様々な性的指向や性自認の人たちが、自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 学校における配慮(男女混合名簿の使用等)
- ◆ 行政書類等での不必要な性別記載欄の削除
- ◆ 相談体制の充実



インターネットによる人権侵害

誰もが適切な情報モラルを身につけ、手軽に、かつ、安全安心にインターネットが活用でき、高度情報化社会の利便性を享受できる環境を目指します。

- ◆ 啓発活動の推進
- ◆ 学校における情報教育の推進
- ◆ 相談・支援体制の充実
- ◆ 国等への要望

その他様々な課題

それぞれの課題の特性に配慮しながら、総合的に課題解決に努めます。

刑を終えて出所した人

佐賀県地域定着支援センターにおいて、保護観察所等と連携し、周囲の理解と協力を得ながら円滑な社会復帰を実現します。

北朝鮮当局による拉致問題等

県民集会等を開催し、県民理解を深めるとともに、国民一体となった拉致問題を許さない姿勢を示します。

災害に起因する人権問題

避難所運営において配慮すべき人権問題について、地域防災計画に記載するとともに、被災者や被災地に対する人権上の配慮、共助についての県民理解を深める取組を進めます。

ホームレス等生活困窮者

生活自立支援センターを窓口として、関係機関と連携して効果的な自立相談支援を行います。

人身取引

性的搾取や強制労働などの被害防止に努めるとともに、被害者を認知した場合の迅速な対応、支援、救済ができる体制を整備します。

個人情報の保護

佐賀県個人情報保護条例及び佐賀県個人情報保護の基本方針を遵守します。

推進体制等

推進体制等の整備

県の推進体制

人権施策を県政の重要な柱と位置づけ、関係部等が諸施策を積極的に進めるとともに、全庁的な推進組織を設置し、横の連携を緊密に図りながら、総合的かつ効果的な推進に努めます。

国、市町、関係団体等との連携

国や市町、関係団体など人権に関わる機関と連携・協力して、啓発事業の実施や相互の人権教育・啓発に関する取組を推進します。

県民、企業、CSO等との連携

県民や企業、CSO等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。

人権施策の公表と基本方針の見直し

人権施策の公表・点検・評価

県が実施した人権施策について定期的に公表します。また、人権施策の取組の実施状況を分野ごとに点検・評価し、今後の施策の適正な実施に反映させるよう努めます。

基本方針の見直し

この基本方針は、今後の人権問題を取り巻く国の動向や国内の社会経済情勢の変化、国際的潮流の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。



結婚差別を乗り越えるために

1 教材について

結婚差別は、人権侵害の中でも重大かつ深刻な問題である。そして、どのような差別についても起こりうる問題である。その中で、本学習では部落差別に関わる結婚差別の問題を取り上げている。教材としては、「私自身が体験した部落差別問題」という実在の被差別部落出身の大学生の手記を使用している。

自分が被差別部落出身であることを知らずに結婚差別にぶつかったとき、当事者の受けるショックは計り知れない。また、自分の立場を知っている場合には、愛する人ができると「隠し事をしたくない」などの思いから、出身であることを伝えたいという気持ちになることは当然の心理である。しかし、その結果がどのようなものになるのかは、相手次第であり、うまくいく保障は何もない。このことが、被差別部落の親たちの大きな苦悩を生んでいるのである。

本教材では、姉が実際に結婚差別にあった被差別部落出身の若者がつきあっている相手に自分の立場を伝え、相手の両親の言葉かけによって差別を乗り越えていこうとしているという内容の手記である。生徒たちにとっては、将来結婚差別に出会った際に、乗り越えていくための大きなヒントとなる教材である。学習を進める際には、部落差別を受けてきた親子の心情に十分に思いを馳せるとともに、結婚差別を乗り越えていくために自分に何が出来るのかをしっかりと考えさせていきたい。

2 実践のポイント

- 被差別部落の人々は、部落差別を受けながらも生き抜き、差別とたたかってきた人々であることを押さえておく。(差別されたかわいそうな人々ではない。)
- 我が子に立場を伝えた親の思いや、自分の立場を相手に告げようと決意した「私」の心情を十分に考えさせ、共感できるようにする。
- 立場を伝えてくれた相手の思いに対し、どのように応えていくことが相手の安心につながるのかを考えさせるとともに、自分の家族から反対された場合にはどうすればいいのかについても生徒同士で十分に意見交流を深めさせたい。

3 教科等における活用例

○ 総合的な学習の時間

本教材を十分に活かすためには、部落差別について一定の理解が必要である。部落差別の歴史や部落解放運動の成果、現代における差別事件などを学ぶ学習単元のまとめとして本学習を実施することができる。

○ 道徳

道徳科として実施する際には、社会科等で現代の部落差別について学習した後に、さらに学びを深めるために実施することが望ましいと考えられる。その際の内容項目としては、C (11) もしくはD (22) が適当であると考えられる。

4 実践を通して育みたい資質・能力

知識的側面	・結婚差別を乗り越えていくためには、自分の立場を打ち明けた相手にどう答えていくことができるかが重要であることを理解する。
価値的・態度的側面	・部落差別を受けながら生きている親子の心情に深く思いを馳せることができる。
技能的側面	・「家族の反対」や「世間体・社会の中の差別意識」を乗り越え、自分の幸せを実現していくために何が出来るのかを考え合うことができる。

結婚差別を乗り越えるために

5 実践する教科等

中学校 第3学年 道徳

6 本時の目標

部落差別と向き合っている親子の気持ちに思いを馳せるとともに、結婚差別を乗り越えていくために自分にできることを考え合うことができる。

7 展開例

	学習活動と主な発問（☆）	予想される子どもの反応	教師の支援・指導
つかむ	<p>1 本時の学習のテーマをつかむ。 ☆みなさんは、結婚についてどう考えていますか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・まだ結婚なんて考えていない。 ・仲のいい家族をもちたい。 ・たくさん子どもが欲しい。 ・結婚なんてしたくない。 	<p>○「結婚」について、生徒たちの自由な思いを出し合わせる。その際に、日本国憲法では本人の同意にのみに基づく婚姻が保障されていることを押さえながら、一つの事例をもとに本時の学習を進めていくことを伝える。</p>
考える	<p>2 教材文の前半を読み、考える。 ☆母の一言について、母は何を伝えたかったのかを考えてみましょう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・わざわざ自分から話して悲しい思いをする必要はない。 ・差別はする側が悪いので、あなたは何も悪くない。 ・強く生きて行って欲しい。 ・差別が早くなくなったら、こんなことで悩まなくていいのに。 	<p>○まず、教材文の前半を読み聞かせる。（「…彼にカミングアウトを決意しました。」まで） ○母の一言を取り出して提示し、母の思いについて生徒と話し合いながら、深く掘り下げていく。</p>
	<p>☆言わなくていいという母の言葉にもかかわらず、「私」がカミングアウトを決意したのはなぜだろう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな人に隠し事はしたくない。 ・相手はわかってくれると信じたい。 ・ちゃんと分かってくれる人と結婚したい。 	<p>○好きな人だからこそ、「隠したくない」「わかってほしい」という気持ちに共感させるとともに、それでうまくいく保障は何もないという現実や不安にも共感させる。</p>

	<p>☆では、①あなたがカミングアウトされた相手だったとしたら、この二人の思いに応えるために、どんな言葉を返せばいいと思いますか。</p> <p>また、②あなたも彼女と結婚したいと考えているとき、自分の両親から反対されたとしたら、あなたはどのようにしますか。</p> <p>この2点について考えてみましょう。</p>	<p>①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・そんなこと気にしないから大丈夫。 ・そんなこと、今時関係ないから大丈夫。 ・きっと差別はなくなるから大丈夫。 ・自分も一緒に差別とたたかっていくから大丈夫だよ。 <p>②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何とか両親を説得する。 ・かけおちする。 ・しばらく離れてくらし、分かってくれるまで待つ。 	<p>○まず、個人で、この親子の思いに応えるための返答や、反対された場合に自分にできることを考えさせる。</p> <p>○その後、自分たちの意見をグループで交流し、最もいい考えをまとめる。</p> <p>○各グループでまとめた考えを全員で共有し、それぞれの考えに対してさらに意見を交流し合う。</p>
<p>ま と め る</p>	<p>3 教材文の後半を読み、考える。</p> <p>☆この事例の結果を聞いてどう思いましたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相手の男性の言葉がすてきだと思った。 ・自分たちが考えた答えの方がよかった。 ・彼の両親のような人が増えれば、悩む必要もなかった。 	<p>○教材文の後半を読み聞かせ、生徒たちと感想を話し合う。</p> <p>○多くの人が彼の両親のような考えをもつことができれば、誰も悩まずに幸せになれることを確認する。しかし、現実的にはそうとばかりもいかないことから、今日考えあったことをぜひこれからの自分の幸せのために活かして欲しいことを伝える。</p>
<p>ふ り 返 る</p>	<p>4 本時の学習の感想を書く。</p> <p>☆では、今日の学習で感じたこと、考えたことなどを教えてください。</p>		<p>○ワークシートに感想を書かせる。</p>

「私自身が体験した部落差別問題」

人権・部落問題は、今もなお根深く残っているということを授業を通じて改めて分かりました。現在私には高校時代から付き合い合って2年になる彼がいます。私が自分が被差別部落の出身であることを知ったのは、ちょうど2年程前の事です。洗濯物をたたんでいる時に、母が私に言いました。「ねえ、部落差別とか聞いたことある？学校の道徳の授業の時とかに勉強した事があると思うんだけど。」私は、その道徳の授業で学習した「えた・ひにん」という人たちが存在したことも、それに伴い今も差別を受けている人たちが沢山いるという事を母に話しました。そうすると、母は涙ぐみながら、私の住んでいるこの土地が被差別部落であるということを説明してくれました。以前母にも結婚したいと思う人がいました。部落差別により、結婚できなかったことがあるそうです。そして、それは母だけにとどまらず、私の20年上の姉にまでも影響しました。その彼と3年程付き合い合っていた姉は、その男性と結婚する約束をしていました。しかし、ある日その男性の家に遊びに行った際に、男性の母親から「どこの出身なの？」と尋ねられ、姉は自分の住んでいる土地を言いました。その瞬間に男性の母親の顔が息に変わったと後に姉が言っていました。その後、男性は姉が部落出身の人であるからという理由で母親や親せき中から結婚を反対されました。一時は「そんな大昔の事は関係ない。」と書いていた彼も、ついに結婚する意志を無くし、姉たちの交際は終わりました。姉が部落出身であることが知られた日から、男性の母親は電話の取りつきをしなくなるなど、姉に対する嫌がらせをするようになりました。姉自身、男性の母親から出身を聞かれた時は、まだ自分が被差別部落の生まれであることを知りませんでした。彼の家での出来事を母に相談した際に初めて実事を知ったのです。その時に姉が受けた傷は、あまりにも深かったです。体調を崩し、体重は激減し、私たち家族も見られない程でした。このような姉の体験を私に語った母は、私に一言こう言いました。「自分が部落の出身だ」ということは、今後人に言う必要はないし、だからといって、下を向いて歩く必要もない。堂々と胸を張って生きればいい。この言葉は私の心の中に強く残っています。母はあんなに言う必要はないと言いましたが、私には、どうしても納得できませんでした。そこで私は交際して2年になる彼にカミングアウトすることを決意しました。話す前には、本業に勇気が必要でした。これを言ってしまったら、母や姉のように結婚することもできなくなり、今の関係が壊れるかもしれないと思うと、悲しみのあまり涙が出ました。そして、母が私に話した日事のようにゆくりと彼に話しました。泣きながら話す私の言葉を彼は黙って聞いていました。私が話終わると、彼は一言「

」と言いました。

私が話終わると、彼は一言「話してくれてありがとう。でも本当は知ってたんだよ。」と言いました。理由は、彼の両親が、私たちが交際し始めた頃に彼に話したのだそうです。彼の両親は、彼が私とこれから付き合っていく中で、私の住んでいる土地がネグロ差別部落だということを知り、そのせいで別れたりするような心の狭い差別意識を持った人間にだけは育てほしくないと思い彼に話したのだそうです。私は彼からその話を聞き、今度は嬉しくて涙があふれました。そして、人権や差別に対してきちんとした考えを持っている彼の両親に、本当に感謝しました。彼の両親が前もって彼にきちんとした人権教育をしていたからこそ、今のこの関係があるように思います。差別は繰り返されず。親から子へ受けつがれてしまうのです。だからこそ、私も将来自分の子供が生まれたらこのような問題には直面する前に、しっかりと教育したいと思います。世の中にもっともって、人権・部落問題に対してきちんとした教育を受けた人たちが増えれば、部落問題はなくなると思います。そのためにも、小さい頃から、中途半端ではなく、きちんとした人権教育が必要だと思います。私もこれらの問題に少しでも力添えできるように、まずはしっかりと自分が勉強していこうと思っています。